

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月16日
【発行者名】	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 杉浦 和也
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目3番1号 JAビル
【事務連絡者氏名】	小林 徹也
【電話番号】	03（5208）5947
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	パインブリッジ・ニューグローバルファンド <毎月分配タイプ>
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

パインブリッジ・ニューグローバルファンド<毎月分配タイプ>

愛称として「メインアベニュー」という名称を使用する場合があります。

（以下「毎月分配タイプ」、「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。）

「メインアベニュー」という愛称は、当ファンドと運用にかかる「基本方針」、「主要投資対象」、「投資態度」等を等しくし、収益分配の頻度、分配方針を異にする「パインブリッジ・ニューグローバルファンド<1年決算タイプ>」の愛称としても使用される場合があります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。当初元本は1口当たり1円です。

当ファンドについて、委託会社からの依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）委託会社であるパインブリッジ・インベストメンツ株式会社（以下「委託会社」ということがあります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

前記金額には、後記の申込手数料（当該申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。））に相当する額を含みます。以下同じ。）は、含まれません。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込を受付けた日の翌営業日の基準価額*とします。

基準価額については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

《委託会社の照会先》

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（受付時間は営業日の9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

*「基準価額」とは、純資産総額（信託財産の資産総額から負債総額を控除した額）を計算日における受益権総口数で除して得た額で、当ファンドにおいては便宜上1万口当たりの価額で表示されます。

（５）【申込手数料】

取得申込を受付けた日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.00%）の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。

詳細は、販売会社もしくは委託会社までお問い合わせください。

（６）【申込単位】

販売会社が、独自に定める単位とします。

詳細は、販売会社もしくは委託会社までお問い合わせください。

（７）【申込期間】

平成23年8月17日（水）から平成24年8月16日（木）まで

申込期間は、当該期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所（以下「販売会社」ということがあります。）については、委託会社までお問い合わせください。

（９）【払込期日】

取得申込者は、販売会社の指定する期日までにお申込金額をお申込みの販売会社にお支払いください。なお、振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（10）【払込取扱場所】

お申込金額は、お申込みをした販売会社にお支払いください。

（11）【振替機関に関する事項】

振替機関：株式会社証券保管振替機構

（12）【その他】

取得申込者（すでに取引口座をお持ちの方を除きます）は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得申込を行うものとします。

受益権の取得申込の受付は、販売会社において、申込期間中における毎営業日に受け付けます。

お申込みの受付は、原則として営業日の午後3時までの受付を当日の受付とします。この受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付となります。

運用の基本方針等の観点から、受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得申込を受け付けない場合があります。

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

当ファンドの「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」のうち、「分配金再投資コース」を選択した取得申込者は、販売会社との間で「累積投資約款」にしたがい、収益分配金の再投資に関する契約（以下「累積投資契約」または「別に定める契約」ということがあります。）を締結する必要があります。（販売会社によっては、前記契約と同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定が用いられることがあります。）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託は、主として「パインブリッジ先進国債券マザーファンド」および「パインブリッジ新成長国株式マザーファンド」の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を通じて、高格付けの世界主要国（日本を除く）の国債および新成長国の株式への投資を通じて、安定した収益の確保を図るとともに、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類・属性区分において、以下のように分類されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信 その他資産（ ）
追加型投信	内外	資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回			
債券 一般	年2回	グローバル （日本を含まない）	ファミリー ファンド	あり （ ）
公債	年4回	日本		
社債	年6回	北米		
その他債券	（隔月）	欧州		
クレジット属性（ ）		アジア		
不動産投信	年12回	オセアニア		
その他資産 （投資信託証券 （資産複合 資産配分固定型 （株式、債券））	（毎月）	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
資産複合（ ）	日々	アフリカ		
資産配分固定型	その他	中近東（中東）		
資産配分変更型	（ ）	エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類・属性区分の定義

商品分類の定義

- ・追加型投信 ... 一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド。
- ・海外 ... 目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
- ・資産複合 ... 目論見書または信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの。

属性区分の定義

- ・その他資産（投資信託証券（資産複合 資産配分固定型（株式、債券））） ... 目論見書または信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、実質的に株式および債券を主要投資対象とし、組入比率については、固定的とする旨の記載があるもの。
- ・年 12 回（毎月） ... 目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの。
- ・グローバル（日本を含まない） ... 目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含まない）の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
- ・ファミリーファンド ... 目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するもの。
- ・為替ヘッジなし ... 目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの。

商品分類・属性区分の定義の詳細につきましては、

社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

信託金限度額

ファンドは、1兆円を限度として信託金を追加することができます。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

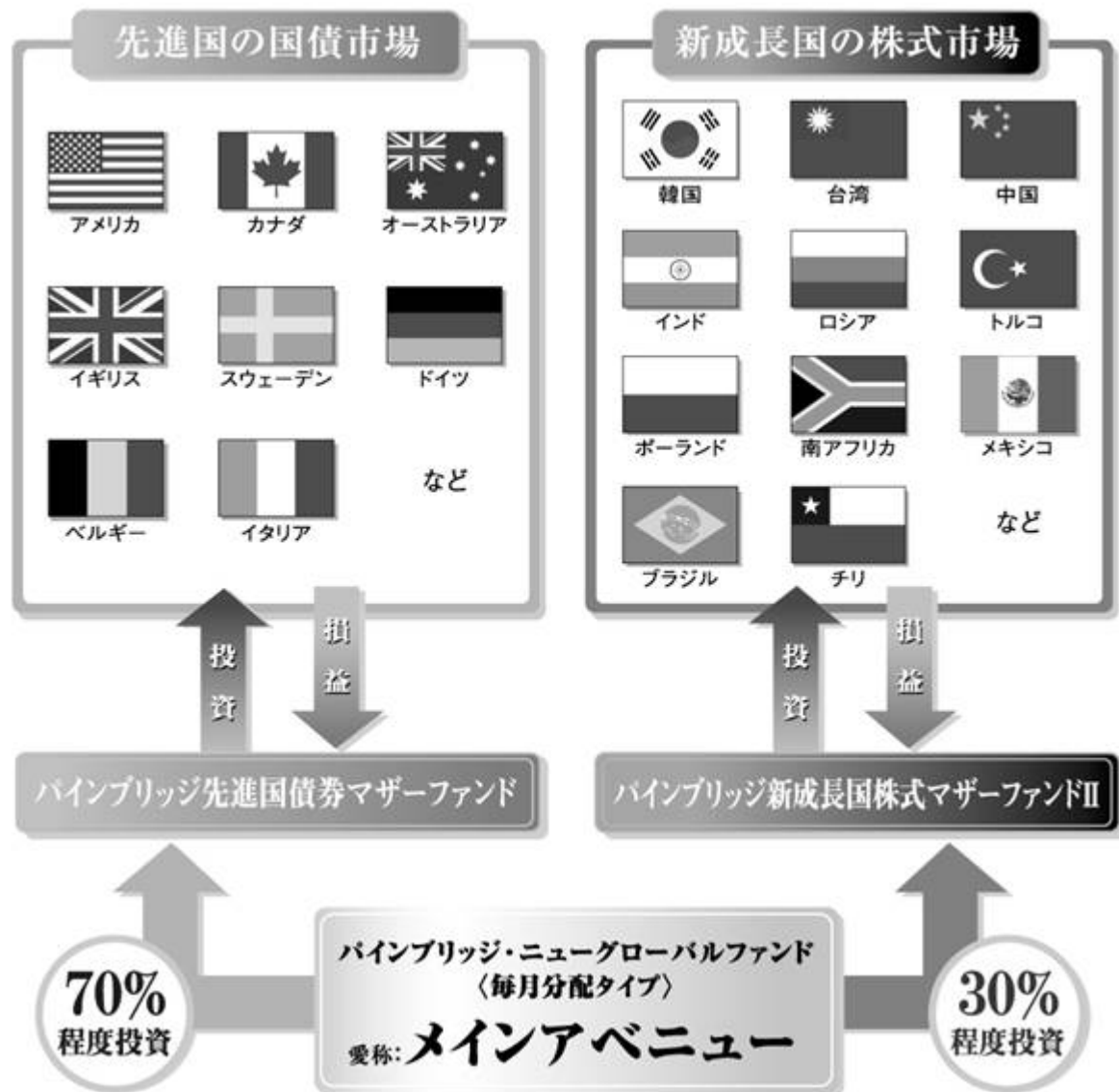
ファンドの特色

- 1) 先進国の国債市場に70%程度、新成長国の株式市場に30%程度、投資することを基本資産配分とします。

2つのマザーファンドを通じて、信用力の高い先進国の国債と、成長が見込める新成長国の株式に投資を行います。

当ファンドは、原則として、ファミリーファンド方式*で運用します。

*「ファミリーファンド方式」とは、受益者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みをいいます。



先進国の国債市場、新成長国の株式市場の基本資産配分は、将来変更することがあります。

上記の先進国の国債市場および新成長国の株式市場は当ファンドで投資する国のすべてではありません。上記の国に投資しない場合、また上記以外の国に投資する場合があります。

- 2) 「パインブリッジ先進国債券マザーファンド」は、主として、日本を除く高格付けの世界主要国の国債に投資し、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

「パインブリッジ先進国債券マザーファンド」は、環太平洋圏および欧州圏の通貨分散を図りつつ先進主要国の国債に投資し、安定的なインカム収入の獲得を目指します。

*当ファンドにおいて「先進国」とは、シティグループ世界国債インデックス構成国をもとに、パインブリッジ・インベストメンツが判断した国を指します。

- 3) 「パインブリッジ新成長国株式マザーファンド」は、主として、世界の新興成長国の株式に投資します。

「パインブリッジ新成長国株式マザーファンド」は、今後の経済成長が期待できる新成長国の企業が発行した株式に分散投資し、魅力的なキャピタル収入の獲得を目指します。

当ファンドが投資する「パインブリッジ新成長国株式マザーファンド」の運用は、「パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー」に外貨建て資産の運用の指図に関する権限を委託します。

パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーの概要

当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドについて、外貨建て資産の運用の指図に関する権限を委託します。

「PineBridge Investments」の世界中に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しています。

所在地：アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市

* 当ファンドにおいて「新成長国」とは、経済発展段階にあり、また今後さらに経済成長が見込めるとパインブリッジ・インベストメンツが判断した国（先進国を除く）および地域を指します。

なお、新成長国は、「エマージング諸国」や「新興国」と呼ばれることもあります。

- 4) 実質組入れの外貨建て資産については、原則として、外貨建て資産の為替ヘッジを行いません。
- 5) 毎月17日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づき、原則として利子・配当等収益を中心に安定分配を行うことを目指します。

また、1・4・7・10月の決算時には、売買益（評価損益を含みます。）等を加算して分配することを目指します。



分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

資金動向や市況動向によっては、前記のような運用が出来ない場合があります。

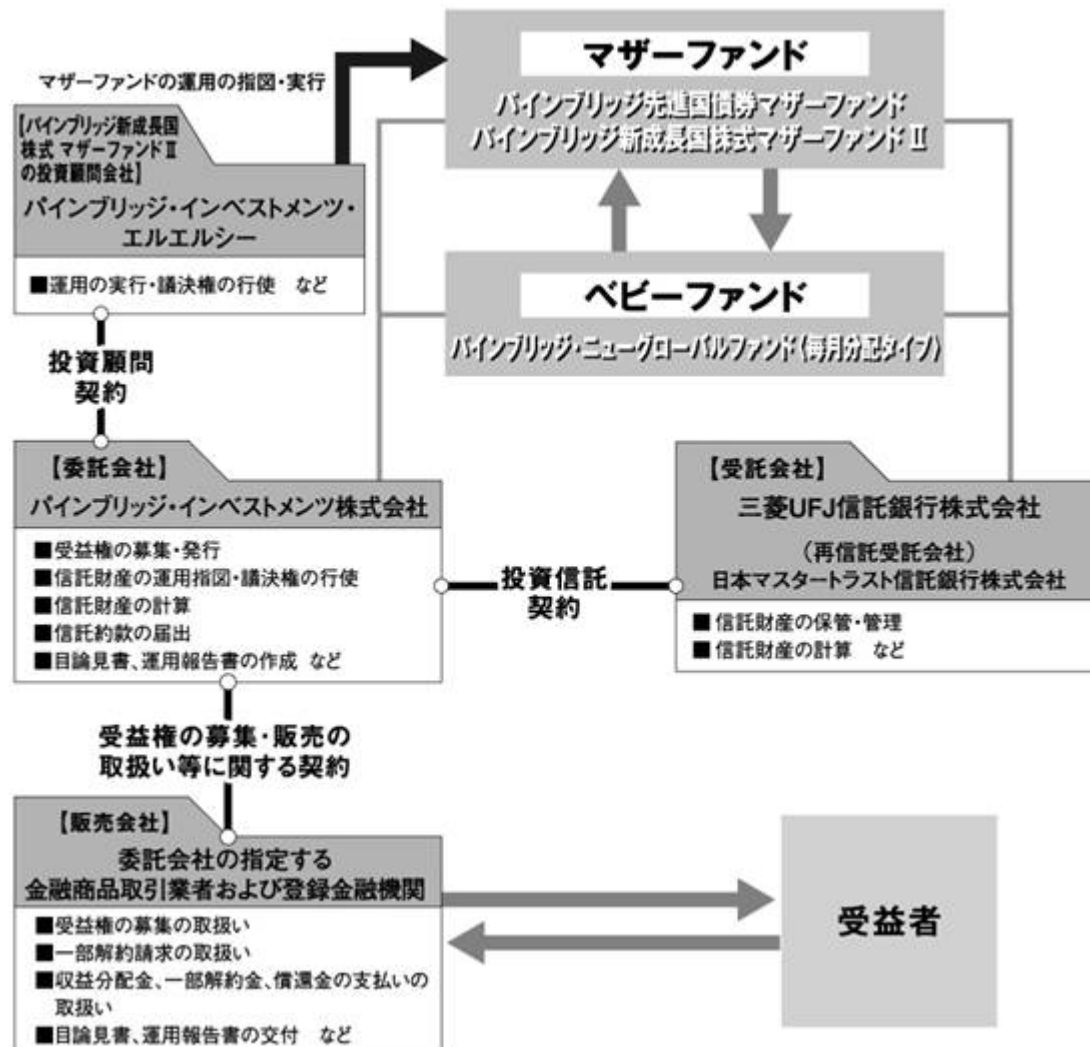
（２）【ファンドの沿革】

平成19年 6月 7日： ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

平成21年12月 1日： ファンドの名称変更（「A I Gニューグローバルファンド<毎月分配タイプ>」から「パインブリッジ・ニューグローバルファンド<毎月分配タイプ>」に変更。）

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



* 「投資信託契約」とは

投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社との間で規定したもので、信託財産の運用や管理・運営方法、委託会社と受託会社および受益者の権利義務関係、募集および換金方法等の取決め等が定められています。

* 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」とは

委託会社と販売会社との間で締結された契約で、販売会社の行う受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。

* 「投資顧問契約」とは

委託会社と委託会社が信託財産の運用にかかる指図権を委託するものとの間に締結する契約で、信託財産の運用指図権限の範囲、議決権の行使、発注権限、運用状況の報告内容、報酬等が定められています。

委託会社の概況

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、世界各地に拠点を持つ独立系資産運用グループ「PineBridge Investments」の一員として、主に個人投資家に対する投資信託業務と年金基金・機関投資家等に対する投資一任・助言と証券業務を展開しております。

資本金の額 2,150,000,000円（平成23年6月末現在）

会社の沿革

- 昭和61年11月 当社の前身であるエーアイジー・オーバーシーズ・ファイナンス・ジャパン株式会社設立。
- 昭和62年 1月 エイアイジー投資顧問株式会社に名称変更。
- 平成 9年 2月 エイミック投信投資顧問株式会社に名称変更。
- 平成13年 7月 エイアイジー投信投資顧問株式会社に名称変更。
- 平成14年 4月 株式会社千代田投資顧問と合併。
- 平成19年 4月 A I G インベストメントマネジメント投資顧問株式会社との事業統合。
- 平成20年 4月 A I G インベストメンツ株式会社に名称変更。
- 平成20年 5月 エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク（A I G 日本証券会社）との事業統合。
- 平成21年12月 パインブリッジ・インベストメンツ株式会社に名称変更。

大株主の状況（平成23年6月末現在）

株主名	住所	持株数	持株比率
PineBridge Investment Holdings B.V.	Prins Bernhardplein 200 1097 JB Amsterdam The Netherlands	41,000株	100%

当社が属する「PineBridge Investments」は、ニューヨークに本部を置くグローバルな資産運用グループです。世界各地の拠点で投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中に広がるネットワークを活用し、資産運用サービスに専念しております。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

この投資信託は、主として「パインブリッジ先進国債券マザーファンド」および「パインブリッジ新成長国株式マザーファンド」の受益証券を通じて、高格付けの世界主要国（日本を除く）の国債および新成長国の株式への投資を通じて、安定した収益の確保を図るとともに、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

運用方法

- 1) 「パインブリッジ先進国債券マザーファンド」に70%程度、「パインブリッジ新成長国株式マザーファンド」に30%程度投資することを基本資産配分とします。基本資産配分は、世界経済の発展等により、将来的に見直しを行うことがあります。
- 2) 「パインブリッジ先進国債券マザーファンド」は、環太平洋圏および欧州圏の通貨分散を図りつつ先進主要国の国債に投資し、安定的なインカム収入の獲得を目指します。
- 3) 「パインブリッジ新成長国株式マザーファンド」は、今後の経済成長が期待できる新成長国の企業が発行した株式に分散投資し、魅力的なキャピタル収入の獲得を目指します。
- 4) 実質組入れの外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 5) 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第23条、第24条、第25条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 金銭債権（イ.ニ.に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
 - ニ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

投資有価証券の範囲

委託会社は、信託金を、主としてパインブリッジ・インベストメンツ株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「パインブリッジ先進国債券マザーファンド」および「パインブリッジ新成長国株式マザーファンド」の受益証券および次の有価証券（ただし本邦通貨表示のものに限ることとし、金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. 特定目的信託にかかる受益証券(金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。)
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1. から12. の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
15. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
16. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
17. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限り、)
18. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、)
21. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの、
23. 外国の者に対する権利で前記22. の有価証券の性質を有するもの、

なお、前記1. の証券または証書および13. および18. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券および13. および18. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. の証券および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

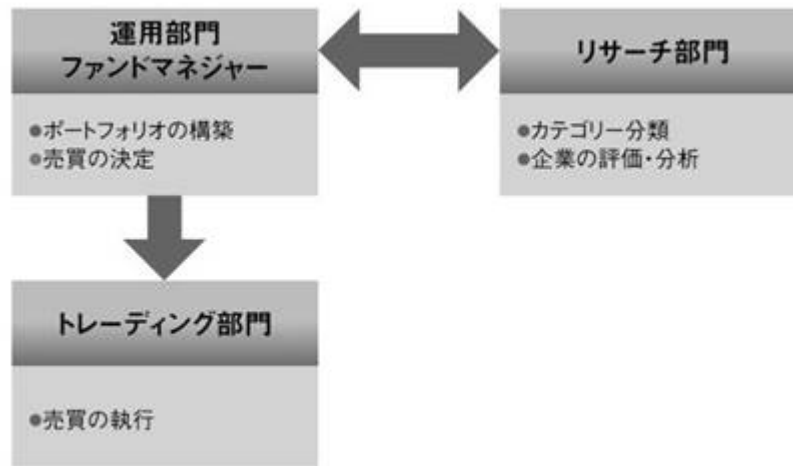
委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前記5. の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記 の1. から6. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

委託会社の運用体制



前記運用体制等は、今後、変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

原則として、毎月17日（休業日の場合は翌営業日）に以下の方針に基づいて分配を行います。

- 1) 分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する利子・配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。以下同じ。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。以下同じ。）の全額とします。
- 2) 分配金額は、基準価額の水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託会社が決定します。原則として毎決算時、利子・配当等収益を中心に分配を行います。
また、1・4・7・10月の決算時には売買益（評価益を含みます。）を利子・配当等収益に加算して分配することを目指します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1) 信託財産に属する利子・配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する利子・配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2) 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- 3) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払い

- 1) 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、決算日から起算して5営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。
- 2) 前記1)の規定にかかわらず、累積投資約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- 3) 前記1)に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- 4) 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（５）【投資制限】

〈1〉信託約款に定める投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%未満とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とし

ます。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建て資産への実質投資割合には、制限を設けません。

信用取引の指図範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付ることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 前記の信用取引の指図は、次の1.から6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1.から6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求、ならびに転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ならびに信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

有価証券先物取引等の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）ならびに有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに（2）投資対象 1.から6.までに掲げる金融商品で運用している額の範囲とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 2) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジの対象とする外貨建て資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジの対象とする外貨建て資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジの対象とする外貨建て資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建て有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建て資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 3) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに（2）投資対象 1.から6.までに掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに（2）投資対象 1.から6.までに掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建て資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建て資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および外貨建て組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等より少ない場合には外貨建て資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図す

るものとしします。

- 4) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとしします。
- 5) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとしします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託約款に定める信託期間を超えないものとしします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとしします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとしします。
- 4) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとしします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとしします。
- 5) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとしします。
- 6) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとしします。

同一銘柄の株式等への投資制限

- 1) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- 2) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- 3) 前記1)および2)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合をそれぞれ乗じて得た額をいいます。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

- 1) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債、ならびに転換社債型新株

予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- 2) 前記1)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

有価証券の貸付の指図および範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1.および2.の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 2) 前記1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

外貨建て有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する外貨建て資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建て資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建て資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 2) 前記1)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建て資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

資金の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

《2》法令等に基づく投資制限

同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（ご参考）**《1》パインブリッジ先進国債券マザーファンドの概要****1．基本方針**

この投資信託は、主として日本を除く高格付けの世界主要国の国債に投資し、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

2．運用方法**（1）投資対象**

A格以上の格付けを有する世界各国の国債を主要投資対象とします。

（2）投資態度

主として日本を除く世界主要国の高格付けの国債に投資し、安定したインカム収入の確保を目指して運用します。

環太平洋圏への組入比率50%、欧州圏への組入比率50%を基本通貨配分とし、各国の金利水準および為替水準等を勘案した上で、ポートフォリオを構築します。

外貨建て資産については、原則として、為替ヘッジを行いません。

組入対象となる世界主要国の国債は、A - またはA3格相当以上の格付けを取得している銘柄、またはそれに準ずる銘柄に限定します。

資金動向や市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

（3）投資制限

株式への投資は、転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の転換あるいは行使により取得したもののへの投資に限るものとします。

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建て資産への投資割合には、制限を設けません。

有価証券先物取引等は、信託約款に定める範囲で行います。

スワップ取引は、信託約款に定める範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は、信託約款に定める範囲で行います。

《2》パインブリッジ新成長国株式マザーファンド の概要

1. 基本方針

この投資信託は、主として世界の新興国の株式に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界の新興国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として世界の新興国の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

株式への投資にあたっては、企業のファンダメンタルズ分析およびバリュエーション分析等によって長期的な成長が期待できる銘柄に分散投資します。

株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。

組入外貨建て資産に対しては、原則として為替ヘッジを行いません。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことができます。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

運用にあたっては、パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーに外貨建て資産の運用の指図に関する権限を委託します。

(3) 投資制限

株式への投資には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建て資産への投資には制限を設けません。

有価証券先物取引等は、信託約款に定める範囲で行います。

スワップ取引は、信託約款に定める範囲で行います。

金利先渡し取引および為替先渡し取引は、信託約款に定める範囲で行います。

3【投資リスク】

(1) 当ファンドのリスク

当ファンドは、主として2つのマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に先進国の公社債および新成長国の株式など値動きのある有価証券（外貨建て資産には為替変動リスクもあります。）を主要投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属しますので、お申込みにあたりましては、ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込みください。

当ファンドが有する主なリスク要因として、以下の項目が挙げられます。

なお、主要投資対象をマザーファンド受益証券とするため、マザーファンドが有する同様のリスクを間接的に受けることになります。

価格変動リスク

当ファンドが投資する公社債および株式は、一般に、経済、社会情勢、企業業績ならびに市場の需給等の影響を受け変動します。組入銘柄の価格の下落は、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

為替変動リスク

当ファンドは外貨建ての公社債および株式に投資しますので、外貨建て資産を保有します。一般的に外国為替相場は、各国の金利動向、政治・経済情勢、需給その他要因により変動します。この影響を受け外貨建て資産の価額が変動し、基準価額が下落することがあります。

信用リスク

有価証券等の発行体および取引の相手先の倒産や財務状況の悪化等の理由による価格の下落、利息・償還金の支払不能または債務不履行（デフォルト）等の影響を受け基準価額が下落することがあります。

金利変動リスク

金利変動による債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

流動性リスク

有価証券等を売買しようとする場合に当該有価証券等の需給状況により、希望する時期および価格で売買できないリスクをいいます。この影響を受け基準価額が下落する要因になることがあります。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。なお、新成長国への株式投資には、先進国と比較して政治・経済およびの社会情勢の変化が有価証券の価格および通貨取引に及ぼす影響が相対的に高い可能性があります。

その他のリスク・留意点

1) カウンターパーティーリスク

当ファンドでは、証券取引、為替取引、スワップ取引等の相対取引を行うことがありますが、これには取引相手方の決済不履行リスクが伴います。

2) 有価証券先物等に伴うリスク

当ファンドでは、有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合にはファンドの基準価額は有価証券先物等の価格変動の影響を受けます。

3) 収益分配に関わるリスク

毎月の決算日に収益分配方針にしたがい分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないことがあります。また、基準価額が元本を下回っていても、分配が行われる場合があります。

4) 解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券を大量に売却（先物取引については反対売買）しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落することがあります。

- 5) 資産規模に関するリスク
当ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。
- 6) 繰上償還に関わる留意点
ファンドの残存口数が5億口を下回った場合には、繰上償還されることがあります。
- 7) お申込み、解約等に関する留意点
取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でお申込みおよび解約の受付を中止することがあります。また、すでに受付けたお申込みおよび解約を取消することがあります。
- 8) ファミリーファンド方式に関する留意点
当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 9) 収益分配金に関する留意点
収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- 10) クーリング・オフに関する留意点
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は、次の通りです。

- 1) 運用評価部
運用資産にかかる運用リスクの低減および顕在化の防止に努めます。
また、運用実績の分析および評価を行い運用評価委員会に上程します。
- 2) コンプライアンス部
運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。
また、適正なるコンプライアンスを実現するための施策を行います。
- 3) 内部統制委員会
月1回開催、コンプライアンス部の報告に基づき、諸法令等の遵守状況についての審議および体制整備等の適正な運用に資する対応を図ります。
- 4) 運用評価委員会
月1回以上開催、運用実績の分析および評価を総合的に審議し、必要に応じて運用改善のための対応を図ります。

パインブリッジ新成長国株式マザーファンドの投資顧問会社におけるリスク管理体制は、次の通りです。

- 1) リスク管理部門においては、運用ガイドラインの遵守状況等をモニタリングし、問題点が発生した場合は、ファンドマネジャーに是正勧告を行うとともに売買監視委員会に報告します。
- 2) 売買監視委員会は、四半期毎にチェック状況等につき審議します。
- 3) パフォーマンス評価部門において、運用実績の評価分析を行い運用に反映します。
前記リスク管理体制等は、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税抜3.00%）の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。詳しくは、販売会社もしくは委託会社にお問い合わせください。

《委託会社の照会先》

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（受付時間は営業日の 9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.365%（税抜年1.30%）の率を乗じて得た金額とします。なお、委託会社、受託会社および販売会社の配分についての内訳は次の通りです。

	各販売会社の純資産残高		
	200億円未満の部分	200億円以上 500億円未満の部分	500億円以上の部分
当ファンドの 信託報酬	1.3650%（税抜1.30%）		
（委託会社）	0.6615% （税抜0.63%）	0.6090% （税抜0.58%）	0.5565% （税抜0.53%）
（販売会社）	0.6300% （税抜0.60%）	0.6825% （税抜0.65%）	0.7350% （税抜0.70%）
（受託会社）	0.0735% （税抜0.07%）	0.0735% （税抜0.07%）	0.0735% （税抜0.07%）

販売会社の純資産残高は、「パインブリッジ・ニューグローバルファンド＜毎月分配タイプ＞」と「パインブリッジ・ニューグローバルファンド＜1年決算タイプ＞」の合計額とします。

委託会社の受取る報酬には、ファンドの投資対象とするマザーファンドの運用の権限を委託する投資顧問会社への報酬、信託財産の計算に関する委託会社の事務代行を行う会社への事務代行手数料、信託財産の財務諸表の監査を行う監査法人に対する費用および投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の作成等に要する費用が含まれます。

「パインブリッジ新成長国株式マザーファンド」の運用にかかる権限の委託先への報酬は、年0.45%以内の率を乗じて得た額とし、マザーファンドの毎計算期間の末日において、委託会社が受取る報酬から支払うものとします。

信託報酬は、毎決算期末または信託終了のとき、信託財産から支払われます。また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額が、信託報酬支払い時に信託財産から支払われます。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息を信託財産中から支弁します。

証券取引に伴う手数料等、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。このほか、売買委託手数料に対する消費税等相当額および先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担します。

信託財産に属する有価証券等の保管を外国の金融機関に委任する場合の保管費用についても信託財産が負担します。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入の指図を行った場合、当該

借入金の利息は信託財産から支払われます。
その他手数料等は、事前に計算できないため、その総額や計算方法等を記載しておりません。

前記（１）から（４）の費用・手数料等には、保有期間に応じて異なるものや、事前に計算できないものが含まれているため、その合計額、上限額、計算方法等を表示することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告をして、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することも可能です。なお、前記10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成26年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となります。

一部解約時および償還時の差益については、申告分離課税が適用され、10%（所得税7%および地方税3%）の税率となります。なお、前記10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成26年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となります。

法人の受益者に対する課税

普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%の所得税が源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、前記7%（所得税7%）の税率は、平成26年1月1日からは15%（所得税15%）となります。

原則として、益金不算入制度は適用されません。

* 1 課税上の取扱いについて

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

* 2 個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、「毎月分配タイプ」と「1年決算タイプ」の両タイプで取得する場合にはタイプ別に、個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、分配金受取りコースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

* 3 特別分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

前記は平成23年6月末現在のものであり、税法が改正された場合等においては、税率等の課税上の取扱いが変更になることがあります。
税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご相談されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成23年6月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,110,329,331	99.22
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		8,692,196	0.78
合計(純資産総額)		1,119,021,527	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

1. 組入上位銘柄

(平成23年6月30日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	パインブリッジ 先進国債券 マザーファンド	745,939,702	1.0383	774,509,193	1.0471	781,073,461	69.80
日本	親投資信託 受益証券	パインブリッジ 新成長国株式 マザーファンド	488,582,684	0.6650	324,907,484	0.6739	329,255,870	29.42

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率です。

2. 種類別及び業種別投資比率

(平成23年6月30日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.22
合計	99.22

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産価額(円)		基準価額(円)	
第1特定期間末 (平成19年11月19日)	(分配付)	2,719,777,534	(分配付)	10,259
	(分配落)	2,621,664,272	(分配落)	9,809
第2特定期間末	(分配付)	2,746,310,264	(分配付)	9,594

(平成20年 5月19日)	(分配落)	2,695,850,563	(分配落)	9,414
第3特定期間末	(分配付)	1,630,633,663	(分配付)	6,283
(平成20年11月17日)	(分配落)	1,581,188,253	(分配落)	6,103
第4特定期間末	(分配付)	1,704,108,198	(分配付)	6,895
(平成21年 5月18日)	(分配落)	1,678,817,127	(分配落)	6,795
第5特定期間末	(分配付)	1,761,285,010	(分配付)	7,609
(平成21年11月17日)	(分配落)	1,746,905,632	(分配落)	7,549
第6特定期間末	(分配付)	1,533,771,344	(分配付)	7,368
(平成22年5月17日)	(分配落)	1,520,726,604	(分配落)	7,308
第7特定期間末	(分配付)	1,361,798,367	(分配付)	7,244
(平成22年11月17日)	(分配落)	1,349,908,898	(分配落)	7,184
第8特定期間末	(分配付)	1,184,664,906	(分配付)	7,173
(平成23年5月17日)	(分配落)	1,174,370,168	(分配落)	7,113
平成22年 6月末日		1,426,657,858		6,942
7月末日		1,442,738,266		7,132
8月末日		1,384,184,534		6,901
9月末日		1,420,433,589		7,243
10月末日		1,345,795,967		7,090
11月末日		1,329,991,616		7,176
12月末日		1,260,783,694		7,039
平成23年 1月末日		1,234,292,130		7,081
2月末日		1,188,868,183		7,018
3月末日		1,215,590,764		7,306
4月末日		1,234,111,212		7,453
5月末日		1,167,420,691		7,191
6月末日		1,119,021,527		7,097

特定期間末の純資産総額（分配付）および基準価額（分配付）は、当該特定期間末における純資産総額（分配落）および基準価額（分配落）の金額に、当該特定期間中に支払われた収益分配金の累計額を加算した額を表示しています。

基準価額は、10,000口当たりの基準価額を表示しています。

【分配の推移】

	期 間	分 配 金
第1特定期間	自 平成19年 6月 7日	450円
	至 平成19年11月19日	
第2特定期間	自 平成19年11月20日	180円
	至 平成20年 5月19日	
第3特定期間	自 平成20年 5月20日	180円
	至 平成20年11月17日	
第4特定期間	自 平成20年11月18日	100円
	至 平成21年 5月18日	
第5特定期間	自 平成21年 5月19日	60円
	至 平成21年11月17日	
第6特定期間	自 平成21年11月18日	60円
	至 平成22年 5月17日	
第7特定期間	自 平成22年 5月18日	60円
	至 平成22年11月17日	
第8特定期間	自 平成22年11月18日	60円
	至 平成23年 5月17日	

分配金は、10,000口当たりの分配金を表示しています。

【収益率の推移】

	期 間	収 益 率
第1特定期間	自 平成19年 6月 7日	2.6%
	至 平成19年11月19日	
第2特定期間	自 平成19年11月20日	2.2%
	至 平成20年 5月19日	
第3特定期間	自 平成20年 5月20日	33.3%
	至 平成20年11月17日	
第4特定期間	自 平成20年11月18日	13.0%
	至 平成21年 5月18日	
第5特定期間	自 平成21年 5月19日	12.0%
	至 平成21年11月17日	
第6特定期間	自 平成21年11月18日	2.4%
	至 平成22年 5月17日	
第7特定期間	自 平成22年 5月18日	0.9%
	至 平成22年11月17日	
第8特定期間	自 平成22年11月18日	0.2%
	至 平成23年 5月17日	

（注）収益率は、以下の計算式により算出しております。

収益率 = (当特定期間末分配落基準価額 + 当特定期間中分配金累計額 - 前特定期間末分配落基準価額) ÷ 前特定期間末分配落基準価額 × 100

ただし、第1特定期間については、前特定期間末分配落基準価額の代わりに1万口当たり当初元本（10,000円）を用いております。

（４）【設定及び解約の実績】

		設定口数	解約口数
第1特定期間	自 平成19年 6月 7日 至 平成19年11月19日	2,691,969,050	19,175,302
第2特定期間	自 平成19年11月20日 至 平成20年 5月19日	254,720,629	63,761,885
第3特定期間	自 平成20年 5月20日 至 平成20年11月17日	26,847,135	299,940,896
第4特定期間	自 平成20年11月18日 至 平成21年 5月18日	5,812,614	125,919,189
第5特定期間	自 平成21年 5月19日 至 平成21年11月17日	2,305,998	158,768,993
第6特定期間	自 平成21年11月18日 至 平成22年 5月17日	89,230	233,296,059
第7特定期間	自 平成22年 5月18日 至 平成22年11月17日	248,489	202,145,769
第8特定期間	自 平成22年11月18日 至 平成23年 5月17日	552,901	228,626,652

（注1）上記はすべて本邦内における設定、解約の実績口数です。

（注2）第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（ご参考）

マザーファンドの運用状況

《1》パインブリッジ先進国債券マザーファンド

（1）投資状況

（平成23年6月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	4,491,725,973	24.00
	ドイツ	3,044,011,391	16.27
	オーストラリア	2,775,398,621	14.83
	フランス	2,502,444,440	13.37
	カナダ	1,857,503,327	9.93
	スウェーデン	1,819,847,227	9.73
	イギリス	1,761,353,554	9.41
	小計	18,252,284,533	97.54
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		459,856,458	2.46
合計（純資産総額）		18,712,140,991	100.00

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

（2）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

1．組入上位銘柄（平成23年6月30日現在）

国/地域	種類	銘柄名 利率 償還日	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （%）
フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT 5.000% 2016/10/25	11,700,000	12,953.29	1,515,535,086	13,000.92	1,521,108,459	8.13
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 7.500% 2016/11/15	13,500,000	10,407.87	1,405,062,863	10,446.94	1,410,337,761	7.54
オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT 6.500% 2013/5/15	12,200,000	8,911.59	1,087,214,980	8,925.34	1,088,892,325	5.82
ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 6.000% 2016/6/20	7,500,000	13,630.55	1,022,291,580	13,691.97	1,026,898,289	5.49
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.875% 2012/2/15	12,320,000	8,348.36	1,028,518,929	8,311.71	1,024,003,732	5.47
ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 4.250% 2014/1/4	8,050,000	12,393.82	997,703,022	12,425.66	1,000,266,054	5.35
ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 4.500% 2013/1/4	8,100,000	12,223.59	990,110,829	12,210.44	989,046,125	5.29
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.750% 2017/8/15	10,570,000	9,273.21	980,178,604	9,312.36	984,317,187	5.26
フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT 8.500% 2023/4/25	5,700,000	17,241.35	982,757,200	17,216.42	981,335,981	5.24
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.250% 2013/8/15	10,370,000	8,726.42	904,930,647	8,711.25	903,356,768	4.83
オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT 6.250% 2014/6/15	10,000,000	8,968.46	896,846,951	9,012.15	901,215,416	4.82
カナダ	国債証券	CANADIAN GOVERNMENT 5.250% 2013/6/1	8,900,000	8,924.41	794,272,627	8,918.07	793,708,644	4.24
オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT 5.250% 2019/3/15	9,000,000	8,660.01	779,401,236	8,725.45	785,290,880	4.20
スウェーデン	国債証券	SWEDISH GOVERNMENT 5.500% 2012/10/8	57,300,000	1,330.63	762,456,562	1,328.66	761,323,440	4.07
イギリス	国債証券	UK TREASURY 5.000% 2014/9/7	5,120,000	14,416.11	738,105,312	14,436.74	739,161,097	3.95

スウェーデン	国債証券	SWEDISH GOVERNMENT 6.750% 2014/5/5	50,500,000	1,423.41	718,822,050	1,430.34	722,326,017	3.86
イギリス	国債証券	UK TREASURY 5.000% 2012/3/7	4,780,000	13,425.87	641,756,649	13,370.81	639,125,105	3.42
カナダ	国債証券	CANADIAN GOVERNMENT 4.000% 2016/6/1	6,250,000	8,961.09	560,068,671	9,002.03	562,627,395	3.01
カナダ	国債証券	CANADIAN GOVERNMENT 4.500% 2015/6/1	4,910,000	9,068.99	445,287,529	9,098.00	446,712,227	2.39
スウェーデン	国債証券	SWEDISH GOVERNMENT 3.750% 2017/8/12	24,900,000	1,341.90	334,133,230	1,350.19	336,197,770	1.80
イギリス	国債証券	UK TREASURY 4.500% 2019/3/7	2,120,000	14,267.54	302,471,975	14,363.31	304,502,185	1.63
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 6.250% 2023/8/15	1,650,000	10,329.64	170,439,153	10,285.48	169,710,525	0.91
イギリス	国債証券	UK TREASURY 4.500% 2013/3/7	570,000	13,796.37	78,639,364	13,783.36	78,565,167	0.42
カナダ	国債証券	CANADIAN GOVERNMENT 5.750% 2029/6/1	500,000	10,845.57	54,227,850	10,891.01	54,455,061	0.29
ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 4.000% 2016/7/4	220,000	12,567.18	27,647,800	12,636.78	27,800,923	0.15

（注）帳簿価額および評価額は、対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。

2. 種類別及び業種別投資比率

（平成23年6月30日現在）

種類	投資比率（％）
国債証券	97.54
合計	97.54

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率です。以下同じ。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

《2》パインブリッジ新成長国株式マザーファンド

(1) 投資状況（平成23年6月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	ブラジル	258,712,426	16.18
	韓国	233,923,423	14.63
	台湾	141,326,080	8.84
	ケイマン	116,503,081	7.29
	ロシア	110,070,216	6.88
	南アフリカ	94,274,930	5.90
	中国	69,448,719	4.34
	インドネシア	65,792,711	4.12
	メキシコ	60,859,411	3.81
	トルコ	56,441,312	3.53
	バミューダ	53,857,216	3.37
	チリ	53,248,126	3.33
	インド	51,469,658	3.22
	マレーシア	39,674,685	2.48
	香港	35,614,728	2.23
	ポーランド	30,511,740	1.91
	コロンビア	15,636,246	0.98
	小計	1,487,364,708	93.03
投資信託受益証券	シンガポール	52,298,508	3.27
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		59,153,080	3.70
合計（純資産総額）		1,598,816,296	100.00

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

1. 組入上位30銘柄（平成23年6月30日現在）

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
ロシア	株式	SBERBANK OF RUSSIA	銀行	184,415	281.74	51,958,502	286.59	52,851,771	3.31
シンガ ポール	投資信託 受益証券	ISHARES MSCI INDIA ETF	-	88,500	578.83	51,226,817	590.94	52,298,508	3.27
韓国	株式	SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD	銀行	13,144	3,825.20	50,278,479	3,878.27	50,976,112	3.19
ブラ ジル	株式	PETROBRAS- PETROLEO BRAS PR	エネルギー	38,740	1,228.36	47,586,720	1,199.62	46,473,580	2.91
インド ネシア	株式	BANK NEGARA INDONESIA PT	銀行	1,181,500	36.56	43,197,773	35.86	42,371,543	2.65
中国	株式	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD	素材	106,000	328.41	34,812,297	379.54	40,231,452	2.52
マレー シア	株式	AXIATA GROUP BERHAD	電気通信 サービス	297,300	134.10	39,870,657	133.45	39,674,685	2.48
台湾	株式	CHINATRUST FINANCIAL HOLDING	銀行	581,000	67.95	39,482,436	68.04	39,531,240	2.47
ケイ マン	株式	AAC ACOUSTIC TECHNOLOGIES	テクノロジー・ ハードウェア および機器	211,843	205.32	43,496,875	185.41	39,278,996	2.46

メキシコ	株式	MEXICHEM SAB DE CV	素材	115,060	315.14	36,260,974	325.09	37,405,476	2.34
南アフリカ	株式	SASOL LTD	エネルギー	8,792	4,284.99	37,673,695	4,193.52	36,869,438	2.31
チリ	株式	CFR PHARMACEUTICALS SA	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	1,722,373	18.53	31,928,007	21.40	36,863,680	2.31
韓国	株式	HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES	資本財	1,078	34,473.59	37,162,540	33,793.19	36,429,069	2.28
ブラジル	株式	BANCO BRADESCO- ADR	銀行	22,047	1,614.97	35,605,273	1,646.08	36,291,229	2.27
香港	株式	CHINA MOBILE LTD	電気通信 サービス	48,000	753.01	36,144,601	741.97	35,614,728	2.23
韓国	株式	LG HOUSEHOLD & HEALTH CARE	家庭用品・ パーソナル用品	1,031	32,508.00	33,515,748	34,020.00	35,074,620	2.19
ケイマン	株式	CHINA LILANG LTD	耐久消費財・ アパレル	305,000	115.62	35,265,777	113.65	34,664,836	2.17
韓国	株式	HYUNDAI MOTOR CO LTD	自動車・ 自動車部品	1,828	18,939.53	34,621,476	17,992.79	32,890,838	2.06
トルコ	株式	KOZA ALTIN ISLETMELERI AS	素材	30,235	1,104.39	33,391,503	1,084.45	32,788,496	2.05
南アフリカ	株式	SANLAM LTD	保険	100,117	324.44	32,482,239	326.46	32,684,436	2.04
ブラジル	株式	LOJAS RENNER S.A.	小売	10,500	3,160.69	33,187,308	3,097.07	32,519,251	2.03
ロシア	株式	DIXY GROUP	食品・生活 必需品小売り	28,244	1,135.87	32,081,543	1,114.07	31,465,906	1.97
ポーランド	株式	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	保険	2,732	11,124.86	30,393,138	11,168.27	30,511,740	1.91
ブラジル	株式	BROOKFIELD INCORPORACOES SA	耐久消費財・ アパレル	75,740	426.38	32,294,483	402.78	30,506,822	1.91
台湾	株式	CHENG SHIN RUBBER IND CO LTD	自動車・ 自動車部品	131,000	224.00	29,344,000	226.24	29,637,440	1.85
韓国	株式	OCI CO LTD	素材	891	37,254.54	33,193,800	32,167.79	28,661,509	1.79
台湾	株式	FORMOSA CHEM & FIBRE	素材	92,000	301.00	27,692,000	301.00	27,692,000	1.73
インド	株式	COAL INDIA LTD	エネルギー	38,608	721.89	27,871,053	711.04	27,452,083	1.72
ブラジル	株式	BR PROPERTIES SA	不動産	30,018	885.91	26,593,361	908.18	27,261,957	1.71
バミューダ	株式	SINOFERT HOLDINGS LTD	素材	758,000	37.64	28,533,469	35.88	27,197,191	1.70

(注) 帳簿価額および評価額は、対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。

2. 種類別及び業種別投資比率（平成23年6月30日現在）

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	銀行	14.86
		素材	14.62
		エネルギー	10.93
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.09
		電気通信サービス	6.32
		保険	5.53
		自動車・自動車部品	5.18
		資本財	5.15
		耐久消費財・アパレル	4.13
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.81
		小売	3.58
		食品・生活必需品小売り	2.99
		運輸	2.37
		家庭用品・パーソナル用品	2.19
		不動産	1.71
		食品・飲料・タバコ	1.31
		公益事業	1.22
各種金融	0.02		
投資信託受益証券			3.27
合計			96.30

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類および業種の時価比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

〈参考情報〉

基準価額・純資産の推移



※上記の分配金込み基準価額は、過去に支払われた分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

分配の推移

2011年6月	10円	2010年12月	10円
2011年5月	10円	2010年11月	10円
2011年4月	10円	2010年10月	10円
2011年3月	10円	2010年9月	10円
2011年2月	10円	2010年8月	10円
2011年1月	10円	2010年7月	10円

(1万口あたり、課税前)

直近1年間累計	120円
設定来累計	1,160円

主要な資産の状況

パインブリッジ 先進国債券 マザーファンド	69.80%
パインブリッジ 新成長国株式 マザーファンドⅡ	29.42%
キャッシュ等	0.78%

● マザーファンドの主要な資産の状況

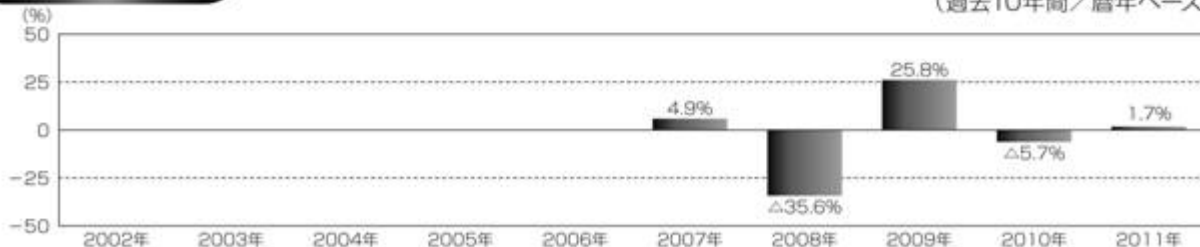
(2011年6月末現在)

国別投資比率 (上位5カ国)	パインブリッジ先進国債券 マザーファンド		パインブリッジ新成長国株式 マザーファンドⅡ	
		比率(%)		比率(%)
主要投資対象 (組入上位5銘柄)	アメリカ	24.00	ブラジル	16.18
	ドイツ	16.27	韓国	14.63
	オーストラリア	14.83	台湾	8.84
	フランス	13.37	ケイマン	7.29
	カナダ	9.93	ロシア	6.88
	FRANCE GOVERNMENT 5.000% 2016/10/25	8.13	SBERBANK OF RUSSIA (銀行)	3.31
	US TREASURY N/B 7.500% 2016/11/15	7.54	ISHARES MSCI INDIA ETF (-)	3.27
	AUSTRALIAN GOVERNMENT 6.500% 2013/5/15	5.82	SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD (銀行)	3.19
	BUNDESREPUB.DEUTSCHLAND 6.000% 2016/6/20	5.49	PETROBRAS-PETROLEO BRAS PR (エネルギー)	2.91
	US TREASURY N/B 4.875% 2012/2/15	5.47	BANK NEGARA INDONESIA PT (銀行)	2.65

※ 比率は、マザーファンドの純資産総額に対する評価額の比率です。

年間収益率の推移

(過去10年間/暦年ベース)



※ファンドの収益率は分配金込み基準価額を基に算出しています。また、2007年は設定日(6月7日)から年末まで、2011年は年初から6月末までの騰落率を表示しています。なお、当ファンドにはベンチマークはありません。

上記は過去の実績であり、将来の投資成果等をお約束するものではありません。
最新の運用状況は、委託会社または販売会社のホームページ等でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）取得申込の受付

申込期間：平成23年8月17日（水）から平成24年8月16日（木）まで

受益権の取得申込は、原則として、販売会社の営業日に受付けます。

お申込みの受付時間は、原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日のお取扱いとなります。なお、受付時間は、販売会社により異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

《委託会社の照会先》

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（受付時間は営業日の9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

運用の基本方針等の観点から、受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得のお申込みを受付けない場合があります。また、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消すことがあります。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（2）申込単位・申込価額

申込単位

お申込単位は、販売会社が定めるものとします。

収益分配金の受取方法により、収益分配金を受取る「分配金受取りコース」と分配金を税引き後再投資する「分配金再投資コース」の2つの申込コースがあります。取得申込時にいずれかの申込コースを選択いただきます。なお、原則として、取得申込手続完了後のお申込みコースの変更はできません。

販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合や、お申込単位、お取扱いコースが異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社に問い合わせることにより、知ることができます。

申込価額

受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に3.15%（税抜3.00%）の率を上限として各販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料を加算した価額とします。詳しくは、販売会社または委託会社に問い合わせることにより、知ることができます。

2【換金（解約）手続等】

（1）解約請求の受付

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。一部解約の実行請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。なお、販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

《委託会社の照会先》

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（受付時間は営業日の9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

一部解約の実行の請求は、原則として、販売会社の営業日に受付けます。

解約請求の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日のお取扱いとなります。

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求を取消すことがあります。

前記により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、後記（２）解約価額の規定に準じて算出された価額とします。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

（２）解約価額

一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約の価額は、委託会社の営業日に日々算出され、当該価額は販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

解約代金のお支払いは、解約の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目からとします。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。

組入マザーファンド受益証券の評価は、原則として計算日におけるマザーファンドの基準価額により評価します。

マザーファンドにおける組入外国公社債の評価は、原則として計算日の前営業日付の証券会社・銀行等が提示する価額（ただし、売気配相場を除く）、または価格情報会社の提供する価額のいずれかにより評価します。

マザーファンドにおける組入外国株式の評価は、原則として取引所における計算日に知りうる直近の日の最終相場で評価します。

マザーファンドにおける外貨建て資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、委託会社の営業日に日々算出され、委託会社および販売会社で1万口当たりの価額として発表されます。基準価額については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

《委託会社の照会先》

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（受付時間は営業日の 9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

（２）【保管】

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行しており、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しません。

（３）【信託期間】

無期限とします。

ただし、信託期間を繰上げて償還することがあります。(後記(5)その他 信託の終了をご参照ください。)

(4)【計算期間】

原則として、毎月18日から翌月17日までとします。

各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

（５）【その他】

信託の終了

１）投資信託契約の解約

- １．委託会社は、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは投資信託契約の一部解約により、受益権の口数が５億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ２．委託会社は、前記１．の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ３．前記２．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ４．前記３．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記１．の投資信託契約の解約をしません。
- ５．委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときには、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ６．前記３．から５．までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記３．の一定期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

２）投資信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了

- １．委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- ２．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記信託約款の変更４．に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

３）受託会社の辞任および解任の場合の信託終了

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は信託約款の規定にしたがい新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- １）委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ２）委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

信託約款の変更

- １）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ２）委託会社は、前記１）の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を

交付したときは、原則として、公告を行いません。

- 3) 前記2)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4) 前記3)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1)の信託約款を変更しません。
- 5) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1)から5)までの規定にしたがいます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

反対者の買取請求権

ファンドの投資信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

運用経過のご報告について

委託会社は、原則として、6ヵ月毎（5月、11月）および償還時に「運用報告書」を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

また、このほか直近の運用状況等に関するレポートを定期的に作成・更新しており、販売会社または委託会社のホームページにて入手することができます。

委託会社ホームページ

<http://www.pinebridge.co.jp/>

信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

関係会社との契約の更改

1) 「販売会社との契約」

委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」には、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

2) 「投資顧問会社との契約」

委託会社と委託会社が信託財産の運用にかかる指図権を委託するものとの間に締結する契約で、信託財産の運用指図権限の範囲、議決権の行使、発注権限、運用状況の報告、報酬等が定められています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次の通りです。

収益分配金に対する請求権

分配金受取りコースの収益分配金

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いします。

なお、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、収益分配金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

分配金再投資コースの収益分配金

収益分配金は、原則として、税引き後、無手数料で毎計算期間終了日の翌営業日に自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

一部解約の実行請求権

受益者は、信託財産の一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求する権利を有します。

一部解約金は、原則として受益者の請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社において支払われます。

償還金に対する請求権

受益者は償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日から起算して5営業日までに販売会社を通じてお支払いします。

なお、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、償還金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

反対者の買取請求権

信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

帳簿書類の閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7特定期間（平成22年5月18日から平成22年11月17日まで）及び第8特定期間（平成22年11月18日から平成23年5月17日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

パインブリッジ・ニューグローバルファンド<毎月分配タイプ>

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第7特定期間 (平成22年11月17日現在)	第8特定期間 (平成23年5月17日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	12,595,872	2,759,124
親投資信託受益証券	1,340,723,587	1,173,264,634
未収入金	-	2,000,000
未収利息	24	5
流動資産合計	1,353,319,483	1,178,023,763
資産合計		
	1,353,319,483	1,178,023,763
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,878,985	1,650,911
未払解約金	-	694,228
未払受託者報酬	82,471	70,455
未払委託者報酬	1,449,129	1,238,001
流動負債合計	3,410,585	3,653,595
負債合計		
	3,410,585	3,653,595
純資産の部		
元本等		
元本	1,878,985,052	1,650,911,301
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	529,076,154	476,541,133
(分配準備積立金)	33,542,097	36,635,685
元本等合計	1,349,908,898	1,174,370,168
純資産合計		
	1,349,908,898	1,174,370,168
負債純資産合計		
	1,353,319,483	1,178,023,763

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7特定期間 自 平成22年 5月18日 至 平成22年11月17日	第8特定期間 自 平成22年11月18日 至 平成23年 5月17日
営業収益		
受取利息	5,678	2,021
有価証券売買等損益	4,942,680	6,491,047
営業収益合計	4,937,002	6,493,068
営業費用		
受託者報酬	527,405	454,291
委託者報酬	9,267,199	7,982,473
営業費用合計	9,794,604	8,436,764
営業損失()	14,731,606	1,943,696
経常損失()	14,731,606	1,943,696
当期純損失()	14,731,606	1,943,696
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	266,284	212,955
期首剰余金又は期首欠損金()	560,155,728	529,076,154
剰余金増加額又は欠損金減少額	57,508,510	64,709,309
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	57,508,510	64,709,309
剰余金減少額又は欠損金増加額	74,145	148,809
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	74,145	148,809
分配金	11,889,469	10,294,738
期末剰余金又は期末欠損金()	529,076,154	476,541,133

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第7特定期間 自 平成22年 5月18日 至 平成22年11月17日	第8特定期間 自 平成22年11月18日 至 平成23年 5月17日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、親投資信 託受益証券の基準価額で評価し ております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第7特定期間 (平成22年11月17日現在)	第8特定期間 (平成23年5月17日現在)
1. 期首元本額	2,080,882,332円	1,878,985,052円
期中追加設定元本額	248,489円	552,901円
期中一部解約元本額	202,145,769円	228,626,652円
2. 特定期間末日におけ る受益権の総数	1,878,985,052口	1,650,911,301口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総 額を下回っており、その差額は 529,076,154円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総 額を下回っており、その差額は 476,541,133円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第7特定期間 自 平成22年 5月18日 至 平成22年11月17日	第8特定期間 自 平成22年11月18日 至 平成23年 5月17日
1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託する場合における当該委託に要する費用	950,578円	825,377円
2. 分配金の計算過程	[平成22年5月18日から 平成22年6月17日までの 計算期間]	[平成22年11月18日から 平成22年12月17日までの 計算期間]
費用控除後の配当等収益額	3,420,080円	2,445,311円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	5,098,863円	4,523,620円
分配準備積立金額	28,226,474円	32,623,241円
当ファンドの分配対象収益額	36,745,417円	39,592,172円
当ファンドの期末残存口数	2,060,507,498口	1,827,512,746口
1万口当たり収益分配対象額	178.33円	216.64円
1万口当たり分配金額	10.00円	10.00円
収益分配金金額	2,060,507円	1,827,512円
	[平成22年6月18日から 平成22年7月20日までの 計算期間]	[平成22年12月18日から 平成23年 1月17日までの 計算期間]
費用控除後の配当等収益額	3,313,354円	3,119,016円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	5,036,197円	4,392,203円
分配準備積立金額	29,213,608円	32,274,882円
当ファンドの分配対象収益額	37,563,159円	39,786,101円
当ファンドの期末残存口数	2,034,652,570口	1,774,400,038口
1万口当たり収益分配対象額	184.61円	224.22円
1万口当たり分配金額	10.00円	10.00円
収益分配金金額	2,034,652円	1,774,400円
	[平成22年7月21日から 平成22年8月17日までの 計算期間]	[平成23年1月18日から 平成23年2月17日までの 計算期間]
費用控除後の配当等収益額	2,903,355円	2,479,305円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	4,993,675円	4,219,887円
分配準備積立金額	30,234,662円	32,300,008円
当ファンドの分配対象収益額	38,131,692円	38,999,200円
当ファンドの期末残存口数	2,017,462,172口	1,704,760,662口
1万口当たり収益分配対象額	189.00円	228.76円
1万口当たり分配金額	10.00円	10.00円
収益分配金金額	2,017,462円	1,704,760円

	[平成22年8月18日から 平成22年9月17日まで の計算期間]	[平成23年2月18日から 平成23年3月17日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	4,989,656円	2,208,163円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	4,909,585円	4,151,387円
分配準備積立金額	30,596,300円	32,537,388円
当ファンドの分配対象収益額	40,495,541円	38,896,938円
当ファンドの期末残存口数	1,983,477,526口	1,677,075,206口
1万口当たり収益分配対象額	204.16円	231.93円
1万口当たり分配金額	10.00円	10.00円
収益分配金金額	1,983,477円	1,677,075円
	[平成22年9月18日から 平成22年10月18日まで の計算期間]	[平成23年3月18日から 平成23年4月18日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	3,048,541円	4,298,053円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	4,738,593円	4,120,585円
分配準備積立金額	32,431,950円	32,722,752円
当ファンドの分配対象収益額	40,219,084円	41,141,390円
当ファンドの期末残存口数	1,914,386,448口	1,660,080,407口
1万口当たり収益分配対象額	210.08円	247.82円
1万口当たり分配金額	10.00円	10.00円
収益分配金金額	1,914,386円	1,660,080円
	[平成22年10月19日から 平成22年11月17日まで の計算期間]	[平成23年4月19日から 平成23年5月17日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	2,475,733円	3,121,246円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	4,650,995円	4,097,890円
分配準備積立金額	32,945,349円	35,165,350円
当ファンドの分配対象収益額	40,072,077円	42,384,486円
当ファンドの期末残存口数	1,878,985,052口	1,650,911,301口
1万口当たり収益分配対象額	213.26円	256.73円
1万口当たり分配金額	10.00円	10.00円
収益分配金金額	1,878,985円	1,650,911円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第7特定期間 自 平成22年5月18日 至 平成22年11月17日	第8特定期間 自 平成22年11月18日 至 平成23年5月17日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、親投資信託受益証券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。 当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<ul style="list-style-type: none">・ 運用評価部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。・ コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。・ 運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第7特定期間 (平成22年11月17日現在)	第8特定期間 (平成23年5月17日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第7特定期間 (平成22年11月17日現在)	第8特定期間 (平成23年5月17日現在)
	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,173,355	42,299,189
合計	1,173,355	42,299,189

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

項目	第7特定期間 (平成22年11月17日現在)	第8特定期間 (平成23年5月17日現在)
1口当たり純資産額	0.7184円	0.7113円
(1万口当たり純資産額)	(7,184円)	(7,113円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表（平成23年5月17日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	パインブリッジ先進国債券マザーファンド	804,343,658	830,565,261	
		パインブリッジ新成長国株式マザーファンド	492,950,768	342,699,373	
合計			1,297,294,426	1,173,264,634	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「パインブリッジ先進国債券マザーファンド」および「パインブリッジ新成長国株式マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

[次へ](#)

「パインブリッジ先進国債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

(1)貸借対照表

区分	注記 事項	(平成22年11月17日現在)	(平成23年5月17日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		99,195,581	86,653,383
金銭信託		285,771	307,138
コール・ローン		185,293,330	201,315,578
国債証券		20,049,843,578	18,582,281,674
未収利息		309,582,582	262,029,930
前払費用		4,799,653	21,503,854
流動資産合計		20,649,000,495	19,154,091,557
資産合計		20,649,000,495	19,154,091,557
負債の部			
流動負債			
未払解約金		-	2,000,000
流動負債合計		-	2,000,000
負債合計		-	2,000,000
純資産の部			
元本等			
元本		20,318,386,470	18,547,295,349
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		330,614,025	604,796,208
元本等合計		20,649,000,495	19,152,091,557
純資産合計		20,649,000,495	19,152,091,557
負債純資産合計		20,649,000,495	19,154,091,557

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年5月26日から11月25日まで、および11月26日から翌年5月25日までであります。

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成22年 5月18日 至 平成22年11月17日	自 平成22年11月18日 至 平成23年 5月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない。）または価格情報会社の提供する価額で時価評価しております。	国債証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、我が国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

項目	(平成22年11月17日現在)	(平成23年5月17日現在)
1. 期首元本額	20,313,752,895円	20,318,386,470円
期中追加設定元本額	642,377,440円	588,049,967円
期中一部解約元本額	637,743,865円	2,359,141,088円
元本の内訳		
ファンド名		
パインブリッジ世界国債インカムオープン 「毎月タイプ」	15,269,699,773円	14,016,310,056円
パインブリッジ世界国債インカムオープン 「年金タイプ」	1,501,910,514円	1,375,248,880円
パインブリッジ・イレブンプラス ＜毎月決算型＞	2,200,630,244円	2,024,389,185円
パインブリッジ・ニューグローバルファン ド＜毎月分配タイプ＞	931,570,472円	804,343,658円
パインブリッジ・ニューグローバルファン ド＜1年決算タイプ＞	179,043,974円	156,205,186円
パインブリッジ・ニューワールドバラン スファンド	235,531,493円	170,798,384円
合計	20,318,386,470円	18,547,295,349円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特 定期間末日における当該親投資信託の受 益権の総数	20,318,386,470口	18,547,295,349口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成22年 5月18日 至 平成22年11月17日	自 平成22年11月18日 至 平成23年 5月17日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、国債証券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運用評価部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・ コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・ 運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。 	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成22年11月17日現在)	(平成23年5月17日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	(平成22年11月17日現在)	(平成23年5月17日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	152,374,759	343,078,510
合計	152,374,759	343,078,510

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

項目	（平成22年11月17日現在）	（平成23年5月17日現在）
1口当たり純資産額	1.0163円	1.0326円
（1万口当たり純資産額）	（10,163円）	（10,326円）

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表（平成23年5月17日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄		券面総額	評価額	備考
米国ドル	国債証券	US TREASURY N/B	4.8750% 02/15/2012	14,320,000.00	14,823,920.80	
		US TREASURY N/B	4.2500% 08/15/2013	10,370,000.00	11,217,436.40	
		US TREASURY N/B	7.5000% 11/15/2016	13,500,000.00	17,400,285.00	
		US TREASURY N/B	4.7500% 08/15/2017	10,570,000.00	12,125,798.30	
		US TREASURY N/B	6.2500% 08/15/2023	1,650,000.00	2,107,611.00	
		計			50,410,000.00	57,675,051.50
					(4,672,255,922)	
小計					57,675,051.50	
					(4,672,255,922)	
カナダ・ドル	国債証券	CANADIAN GOVERNMENT	5.2500% 06/01/2013	8,900,000.00	9,520,330.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	4.5000% 06/01/2015	4,910,000.00	5,326,466.20	
		CANADIAN GOVERNMENT	4.0000% 06/01/2016	6,250,000.00	6,693,562.50	
		CANADIAN GOVERNMENT	5.7500% 06/01/2029	500,000.00	646,380.00	
		計			20,560,000.00	22,186,738.70
					(1,843,496,118)	
小計					22,186,738.70	
					(1,843,496,118)	
ユーロ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	4.5000% 01/04/2013	8,100,000.00	8,467,602.30	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	4.2500% 01/04/2014	8,050,000.00	8,522,229.10	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	6.0000% 06/20/2016	8,100,000.00	9,420,786.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	4.0000% 07/04/2016	220,000.00	235,707.56	
		FRANCE GOVERNMENT	5.0000% 10/25/2016	11,700,000.00	12,948,214.50	
		FRANCE GOVERNMENT	8.5000% 04/25/2023	5,700,000.00	8,401,902.60	
		計			41,870,000.00	47,996,442.06
					(5,504,711,939)	
小計					47,996,442.06	
					(5,504,711,939)	
英国ポンド	国債証券	UK TREASURY	9.0000% 07/12/2011	2,780,000.00	2,817,677.34	
		UK TREASURY	5.0000% 03/07/2012	5,380,000.00	5,569,306.06	
		UK TREASURY	4.5000% 03/07/2013	570,000.00	605,768.64	
		UK TREASURY	5.0000% 09/07/2014	2,570,000.00	2,844,401.47	
		UK TREASURY	4.5000% 03/07/2019	2,120,000.00	2,326,263.28	
		計			13,420,000.00	14,163,416.79
					(1,858,806,819)	
小計					14,163,416.79	
					(1,858,806,819)	
スウェーデン・クローナ	国債証券	SWEDISH GOVERNMENT	5.5000% 10/08/2012	57,300,000.00	59,789,169.30	
		SWEDISH GOVERNMENT	6.7500% 05/05/2014	55,500,000.00	61,835,547.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	3.7500% 08/12/2017	24,900,000.00	25,934,893.80	
		計			137,700,000.00	147,559,610.10
					(1,881,385,028)	
小計					147,559,610.10	
					(1,881,385,028)	

オーストラ リア・ドル	国債 証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	6.5000%	05/15/2013	13,200,000.00	13,587,037.20
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	6.2500%	06/15/2014	10,000,000.00	10,343,780.00
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	5.2500%	03/15/2019	9,000,000.00	8,982,117.00
小計	計				32,200,000.00	32,912,934.20
						(2,821,625,848)
						32,912,934.20
						(2,821,625,848)
合計						18,582,281,674
						(18,582,281,674)

(注)1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2.合計欄の記載は邦貨額であり、()内は外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米国ドル	国債証券 5銘柄	100.0%	25.1%
カナダ・ドル	国債証券 4銘柄	100.0%	9.9%
ユーロ	国債証券 6銘柄	100.0%	29.7%
英国ポンド	国債証券 5銘柄	100.0%	10.0%
スウェーデン・クローナ	国債証券 3銘柄	100.0%	10.1%
オーストラリア・ドル	国債証券 3銘柄	100.0%	15.2%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

「パインブリッジ新成長国株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

(1)貸借対照表

区分	注記事項	(平成22年11月17日現在)	(平成23年5月17日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		29,229,866	96,987,942
コール・ローン		14,108,250	6,575,449
株式		2,031,911,875	1,569,693,427
投資信託受益証券		13,781,016	104,305,154
派生商品評価勘定		259,796	125,581
未収入金		89,132,065	28,926,643
未収配当金		1,096,945	5,166,863
未収利息		27	12
流動資産合計		2,179,519,840	1,811,781,071
資産合計		2,179,519,840	1,811,781,071
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		71,740	52,296
未払金		28,290,326	44,800,735
未払解約金		4,000,000	-
流動負債合計		32,362,066	44,853,031
負債合計		32,362,066	44,853,031
純資産の部			
元本等			
元本		3,023,159,857	2,541,786,514
剰余金			
剰余金又は欠損金()		876,002,083	774,858,474
元本等合計		2,147,157,774	1,766,928,040
純資産合計		2,147,157,774	1,766,928,040
負債純資産合計		2,179,519,840	1,811,781,071

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年5月18日から11月17日まで、および11月18日から翌年5月17日までであります。

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成22年 5月18日 至 平成22年11月17日	自 平成22年11月18日 至 平成23年 5月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として市場終値を、計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場等がない場合には、直近の日の最終相場等で、直近の日の最終相場等によることが適当でないと認められた場合は、計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しています。 時価が市場で取得できない場合は、価格情報会社または金融商品取引業者・銀行等の提示する価額で評価します。</p> <p>(2)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p>	<p>(1)株式 同左</p> <p>(2)投資信託受益証券 同左</p> <p>(3)社債券 個別法に基づき、原則として金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない。）または価格情報会社の提供する価額で時価評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、我が国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>為替予約取引 同左</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	<p>外貨建取引等の処理基準 同左</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成22年11月17日現在)	(平成23年5月17日現在)
1. 期首元本額	3,380,552,265円	3,023,159,857円
期中追加設定元本額	176,022,201円	34,019,533円
期中一部解約元本額	533,414,609円	515,392,876円
元本の内訳		
ファンド名		
パインブリッジ・ニューグローバル ファンド<毎月分配タイプ>	554,728,974円	492,950,768円
パインブリッジ・ニューグローバル ファンド<1年決算タイプ>	108,151,592円	95,667,118円
パインブリッジ新成長国株式ファン ド	86,194,194円	82,315,787円
パインブリッジ新成長国ダブルプラ ス<毎月分配タイプ>	1,047,871,769円	910,096,622円
パインブリッジ新成長国ダブルプラ ス<1年決算タイプ>	141,192,451円	131,298,814円
パインブリッジ・ニューワールドバ ランスファンド	142,280,617円	106,253,592円
パインブリッジ新成長国株式ファン ドF0Fs専用（適格機関投資家専用）	942,740,260円	723,203,813円
合計	3,023,159,857円	2,541,786,514円
2. 本報告書における開示対象ファンド の特定期間末日における当該親投資 信託の受益権の総数	3,023,159,857口	2,541,786,514口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、 その差額は876,002,083円 であります。	貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、 その差額は774,858,474円 であります。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成22年 5月18日 至 平成22年11月17日	自 平成22年11月18日 至 平成23年 5月17日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、株式、投資信託受益証券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。 当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	当ファンドが保有する主な金融資産は、株式、投資信託受益証券、社債券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。 当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運用評価部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・ コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・ 運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。 	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成22年11月17日現在)	(平成23年5月17日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、「（デリバティブ取引等に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>	同左
4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	（平成22年11月17日現在）	（平成23年5月17日現在）
	当計算期間の損益 に含まれた評価差額	当計算期間の損益 に含まれた評価差額
株式	34,575,695	33,711,303
投資信託受益証券	774,619	2,125,186
合計	33,801,076	31,586,117

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	（平成22年11月17日現在）			
		契約額等 （円）	うち1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米国ドル	6,079,559	-	6,139,376	59,817
	メキシコ・ペソ	2,276,315	-	2,261,394	14,921
	香港ドル	2,244,461	-	2,248,644	4,183
	インドネシア・ルピア	157,863	-	157,863	0
	南アフリカ・ランド	8,070,594	-	8,019,053	51,541
	買建				
	米国ドル	12,749,233	-	12,851,981	102,748
	メキシコ・ペソ	1,616,445	-	1,617,298	853
インドネシア・ルピア	4,463,114	-	4,545,107	81,993	
合計		37,657,584	-	37,840,716	188,056

区分	種類	（平成23年5月17日現在）			
		契約額等 （円）	うち1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以 外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米国ドル	116,793	-	116,923	130
	タイ・バーツ	1,704,555	-	1,691,835	12,720
	南アフリカ・ランド	6,663,118	-	6,550,280	112,838
	買建				
	米国ドル	8,367,673	-	8,315,507	52,166
	メキシコ・ペソ	116,793	-	116,816	23
合計		16,968,932	-	16,791,361	73,285

(注)時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いています。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しています。
3. 換算において円未満の端数は切り捨てています。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

項目	(平成22年11月17日現在)	(平成23年5月17日現在)
1口当たり純資産額	0.7102円	0.6952円
(1万口当たり純資産額)	(7,102円)	(6,952円)

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表（平成23年5月17日現在）

(1)株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
米国ドル	CNOOC LTD-ADR	1,990	228.66	455,033.40	
	CIA BRASILEIRA-SP ADR PEF A	3,220	42.41	136,560.20	
	SBERBANK OF RUSSIA	186,030	3.49	650,174.85	
	SISTEMA JSFC-REG S SPONS GDR	22,020	25.84	568,996.80	
小計		213,260		1,810,765.25	
				(146,690,092)	
メキシコ・ペソ	MEXICHEM SAB DE CV	146,760	45.94	6,742,154.40	
	EMPRESAS ICA S.A.B	154,573	28.61	4,422,333.53	
	EL PUERTO DE LIVERPOOL-C1	55,750	89.11	4,967,882.50	
小計		357,083		16,132,370.43	
				(111,152,032)	
ブラジル・リアル	PETROBRAS-PETROLEO BRAS	13,200	27.02	356,664.00	
	PETROBRAS-PETROLEO BRAS PR	41,340	23.94	989,679.60	
	QGEP PARTICIPACOES SA	17,450	20.90	364,705.00	
	CCR SA	10,900	49.50	539,550.00	
	AUTOMETAL SA	28,160	16.67	469,427.20	
	BROOKFIELD INCORPORACOES RTS	2,324	0.32	743.68	
	BROOKFIELD INCORPORACOES SA	43,140	8.35	360,219.00	
	T4F ENTRETENIMENTO SA	14,970	15.15	226,795.50	
	CIA BRASILEIRA DE DIS-PREF	2,030	68.41	138,872.30	
	DIAGNOSTICOS DA AMERICA SA	15,360	23.45	360,192.00	
	CETIP SA BALCAO ORGANIZADO	21,710	26.01	564,677.10	
	BR MALLS PARTICIPACOES SA	28,322	17.95	508,379.90	
	CIA PARANAENSE DE ENERGI PFB	10,620	43.70	464,094.00	
小計		249,526		5,343,999.28	
				(265,383,004)	
チリ・ペソ	CFR PHARMACEUTICALS SA	1,074,252	101.00	108,499,452.00	
小計		1,074,252		108,499,452.00	
				(18,640,205)	
トルコ・リラ	KOZA ALTIN ISLETMELERI AS	32,260	22.15	714,559.00	
	TAV HAVALIMANLARI HOLDING AS	43,640	7.42	323,808.80	
	TOFAS TURK OTOMOBIL FABRIKA	46,780	7.68	359,270.40	
小計		122,680		1,397,638.20	
				(71,223,642)	
ハンガリー・フォリント	OTP BANK PLC	13,120	6,200.00	81,344,000.00	
小計		13,120		81,344,000.00	
				(34,855,904)	
香港ドル	BBMG CORPORATION - H	332,500	11.48	3,817,100.00	
	SINOFERT HOLDINGS LTD	808,000	3.63	2,933,040.00	
	SANDS CHINA LTD	101,600	21.00	2,133,600.00	
	AGRICULTURAL BANK OF CHINA	942,000	4.46	4,201,320.00	
	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	33,000	81.60	2,692,800.00	
	AAC ACOUSTIC TECHNOLOGIES	225,843	19.80	4,471,691.40	
	DIGITAL CHINA HOLDINGS LTD	221,000	15.58	3,443,180.00	
	ZTE CORP-H	64,800	26.05	1,688,040.00	
	ZTE CORP-H(NEW)	13,800	26.05	359,490.00	
小計		2,742,543		25,740,261.40	
				(268,213,523)	

タイ・パーツ 小計	KASIKORNBANK PCL-NVDR	91,900	127.00	11,671,300.00
		91,900		11,671,300.00
				(31,162,371)
インドネシア ・ルピア	BORNEO LUMBUNG ENERGI & META INDOCEMENT TUNGGAL PRAKARSA BANK NEGARA INDONESIA PT	1,254,500	1,550.00	1,944,475,000.00
		107,500	16,350.00	1,757,625,000.00
		816,000	3,875.00	3,162,000,000.00
		2,178,000		6,864,100,000.00
				(65,208,950)
韓国ウォン	S-OIL CORPORATION LG CHEM LTD HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES HANKOOK TIRE CO LTD KIA MOTORS CORPORATION LG HOUSEHOLD & HEALTH CARE KB FINANCIAL GROUP INC HYNIX SEMICONDUCTOR INC	2,650	138,500.00	367,025,000.00
		690	492,000.00	339,480,000.00
		1,150	456,000.00	524,400,000.00
		6,030	43,900.00	264,717,000.00
		6,410	70,300.00	450,623,000.00
		1,100	430,000.00	473,000,000.00
		7,740	53,800.00	416,412,000.00
		20,970	34,400.00	721,368,000.00
		46,740		3,557,025,000.00
				(264,286,957)
台湾ドル	FORMOSA CHEM & FIBRE USI CORP CHENG SHIN RUBBER IND CO LTD TPK HOLDING CO LTD	98,000	107.50	10,535,000.00
		247,000	36.85	9,101,950.00
		212,000	80.00	16,960,000.00
		12,000	900.00	10,800,000.00
		569,000		47,396,950.00
				(133,185,429)
インド・ ルピー	COAL INDIA LTD DR. REDDY'S LABORATORIES	28,745	388.90	11,178,930.50
		6,119	1,618.50	9,903,601.50
		34,864		21,082,532.00
				(38,370,208)
南アフリカ・ ランド	SASOL LTD CLICKS GROUP LTD AFRICAN BANK INVESTMENTS LTD SANLAM LTD	9,380	360.69	3,383,272.20
		52,550	42.80	2,249,140.00
		70,680	36.02	2,545,893.60
		82,630	27.38	2,262,409.40
		215,240		10,440,715.20
				(121,321,110)
合計				1,569,693,427
				(1,569,693,427)

(2) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米国ドル	投資信託受益証券	ISHARES MSCI INDIA ETF	95,600	685,452.00	
		VANGUARD MSCI EMERGING MARKET ETF	12,700	602,107.00	
	計		108,300	1,287,559.00	
				(104,305,154)	
小計				1,287,559.00	
				(104,305,154)	
合計				104,305,154	
				(104,305,154)	

(注)1. 投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

2. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

3. 合計欄の記載は邦貨額であり、()内は外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資信託受 益証券時価比率	合計金額に 対する比率
米国ドル	株式 4銘柄	58.4%	-	9.3%
	投資信託受益証券 2銘柄	-	41.6%	
メキシコ・ペソ	株式 3銘柄	100.0%	-	7.1%
ブラジル・リアル	株式 13銘柄	100.0%	-	16.9%
チリ・ペソ	株式 1銘柄	100.0%	-	1.2%
トルコ・リラ	株式 3銘柄	100.0%	-	4.5%
ハンガリー・フォリント	株式 1銘柄	100.0%	-	2.2%
香港ドル	株式 9銘柄	100.0%	-	17.2%
タイ・バーツ	株式 1銘柄	100.0%	-	2.0%
インドネシア・ルピア	株式 3銘柄	100.0%	-	4.2%
韓国ウォン	株式 8銘柄	100.0%	-	16.8%
台湾ドル	株式 4銘柄	100.0%	-	8.5%
インド・ルピー	株式 2銘柄	100.0%	-	2.4%
南アフリカ・ランド	株式 4銘柄	100.0%	-	7.7%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(2)注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

[前へ](#)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成23年6月30日現在)

資産総額	1,119,560,628 円
負債総額	539,101 円
純資産総額 (-)	1,119,021,527 円
発行済数量	1,576,671,606 円
1口当たり純資産額 (/)	0.7097 円
(1万口当たりの純資産額)	(7,097 円)

(注) の資産には、有価証券の評価損益が含まれています。

(ご参考)

《1》パインブリッジ先進国債券マザーファンド

(平成23年6月30日現在)

資産総額	18,773,840,991 円
負債総額	61,700,000 円
純資産総額 (-)	18,712,140,991 円
発行済数量	17,870,022,988 円
1口当たり純資産額 (/)	1.0471 円
(1万口当たりの純資産額)	(10,471 円)

(注) の資産には、有価証券の評価損益が含まれています。

《2》パインブリッジ新成長国株式マザーファンド

(平成23年6月30日現在)

資産総額	1,740,874,679 円
負債総額	142,058,383 円
純資産総額 (-)	1,598,816,296 円
発行済数量	2,372,443,047 円
1口当たり純資産額 (/)	0.6739 円
(1万口当たりの純資産額)	(6,739 円)

(注) の資産には、有価証券の評価損益が含まれています。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、振替受益権となっており、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(1) 名義書換

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（平成23年6月末現在）

資本金の額 2,150,000,000円

会社が発行する株式の総数 50,000株

発行済株式総数 41,000株

資本金の額の増減（最近5年間）

平成20年 6月30日 株式発行により473,787,239円増加。

平成20年12月30日 株式発行により476,121,625円増加。

会社の機構

（1）経営の意思決定

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとし、

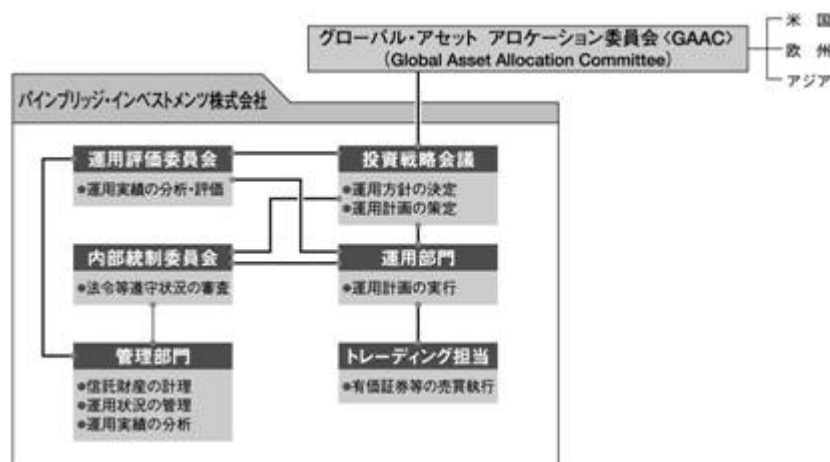
取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一です。

取締役会は、その決議をもって、代表取締役1名以上を選定します。また、会長、社長、副社長およびその他の役付取締役を選定することができます。

取締役会は、少なくとも3ヵ月に1回は開催します。取締役会は、当社の経営に関するすべての重要事項ならびに法令もしくは定款によって定められた事項を決定します。取締役会の決議は、法律に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席のうえ、出席取締役の過半数の議決によって行います。

（2）運用の意思決定

当社の運用意思決定は、世界中の運用拠点からの主要メンバーにより組織され、毎月コンファレンス・コール形式で開催されるグローバル・アセット アロケーション委員会（Global Asset Allocation Committee GAAC）：定期的な、一堂に会しての開催となります。）での経済環境、投資戦略、市場リスク分析、各地からの情報提供による現地経済活動のサイクルや業種ローテーション等の詳細な分析に基づき、独自に開催する投資戦略会議を経て、資産配分、個別銘柄の選定等およびポートフォリオの構築を行い運用を実行します。なお、運用体制は次の通りとなっております。



上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第一種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、平成23年6月末現在、次の通りです。(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額
単位型株式投資信託	2	5,309 百万円
追加型株式投資信託	66	640,501 百万円
合計	68	645,810 百万円

3【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は、第25期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第26期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。
- 2．当社は、第25期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び、第26期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定により、あらた監査法人により監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

期別		第25期 (平成22年3月31日現在)		第26期 (平成23年3月31日現在)	
		資 産 の 部			
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
I 流動資産			千円		千円
現金・預金	4		4,677,651		4,622,729
前払費用			267,743		65,816
未収入金			83,516		512,419
未収委託者報酬			251,268		223,157
未収運用受託報酬	3		1,014,001		375,408
未収販売手数料			9,345		8,613
立替金			20,603		11,913
繰延税金資産			23,122		69,966
短期貸付金	3		280,373		249,376
未収還付法人税等			-		2,054
未収消費税等			-		4,207
その他			-		81,207
流動資産計			6,627,628		6,226,870
II 固定資産					
有形固定資産			179,547		229,171
建物	1		54,729		-
建物附属設備	1		77,016		160,969
工具器具備品	1		47,801		67,992
建設仮勘定			-		208
無形固定資産			797,996		435,597
のれん	2		590,503		330,804
ソフトウェア	2		203,000		96,050
ソフトウェア仮勘定			617		4,867
電話加入権			3,875		3,875
投資その他の資産			485,548		751,701
投資有価証券			91,460		90,850
その他の関係会社有価証券			-		70,239
敷金保証金			349,691		198,779
長期前払費用			1,200		800
預託金			314		314
繰延税金資産			42,881		390,717
固定資産計			1,463,092		1,416,470
III 繰延資産					
株式交付費			3,326		1,109
繰延資産計			3,326		1,109
資産合計			8,094,046		7,644,450

期別		第25期 (平成22年3月31日現在)		第26期 (平成23年3月31日現在)	
負債の部					
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
I 流動負債			千円		千円
未払金					
未払収益分配金		1,692		1,692	
未払償還金		3,500		3,500	
未払手数料		107,325		95,160	
未払金		245,356		28,269	
その他未払金		100,466	458,340	94,056	222,678
未払費用	3		1,055,894		836,407
未払法人税等			62,111		-
未払消費税等			25,514		-
預り金			46,607		130,234
前受収益			-		42,000
賞与引当金			111,343		99,703
役員賞与引当金			2,900		2,900
流動負債計			1,762,712		1,333,923
II 固定負債					
退職給付引当金			320,840		228,211
役員退職慰労引当金			11,710		13,776
その他			-		7,479
固定負債計			332,551		249,468
負債合計			2,095,264		1,583,391
純資産の部					
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
I 株主資本					
資本金			2,150,000		2,150,000
資本剰余金					
資本準備金		823,989		823,989	
資本剰余金 合計			823,989		823,989
利益剰余金					
利益準備金		265,112		265,112	
その他利益剰余金					
任意積立金		230,000		230,000	
繰越利益剰余金		2,534,744		2,603,036	
利益剰余金 合計			3,029,857		3,098,149
株主資本合計			6,003,847		6,072,138
II 評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			5,065		11,080
評価・換算差額等合計			5,065		11,080
純資産合計			5,998,782		6,061,058
負債・純資産合計			8,094,046		7,644,450

(2) 【損益計算書】

期別	科目	注記番号	第25期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日		第26期 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日		
			内訳	金額	内訳	金額	
営業 損 益 の 部	営業収益			千円		千円	
	委託者報酬			8,117,264		8,220,999	
	運用受託報酬			3,835,286		2,533,570	
	その他営業収益			172,448		173,162	
	営業収益計			12,124,999		10,927,732	
	営業費用						
	支払手数料				3,616,513		3,707,944
	広告宣伝費				40,094		48,577
	公告費				1,597		1,597
	調査費						
	調査費		623,723			519,507	
	委託調査費	2	3,654,128	4,277,851	2,687,339	3,206,847	
	委託計算費			276,891		119,564	
	営業雑経費						
	通信費			47,812		29,679	
	印刷費			197,621		140,129	
	協会費			16,350		19,563	
	図書費			5,019	266,804	3,124	192,497
	営業費用計				8,479,752		7,277,029
	一般管理費						
	給料						
	役員報酬	1	29,000		29,000		
	給料・手当		1,583,551		1,439,684		
	賞与		236,085		331,627		
	賞与引当金繰入額		111,343		42,207		
	役員賞与		2,780		12,255		
	役員賞与引当金繰入額		2,900	1,965,659	2,900	1,857,676	
交際費				7,501		4,571	
寄付金				1,561		2,061	
旅費交通費				37,167		39,775	
租税公課				24,893		26,100	
不動産賃借料				359,953		420,027	
退職給付費用				137,133		115,820	
退職金				36,982		47,375	
役員退職慰労引当金繰入額				17,735		2,066	
固定資産減価償却費				135,338		116,866	
業務委託費	2		915,793		701,950		
諸経費			139,984		161,461		
一般管理費計				3,779,706		3,495,752	
営業利益又は営業損失（ ）				134,458		154,950	
営業外収益							
受取利息				17,536		10,129	
為替差益				82,635		-	
雑収入				4,545		15,429	
営業外収益計				104,716		25,558	
営業外費用							
為替差損				-		73,443	
雑損失				290		6,313	
株式交付費償却				2,816		2,616	
営業外費用計				3,106		82,372	
経常利益又は経常損失（ ）				32,849		98,137	
特別利益							
過年度賞与引当金繰入額修正				-		16,314	
過年度固定資産償却費修正				-		25,473	
債務保証損失引当金戻入益				156,824		-	
退職給付引当金戻入益				135,585		-	
特別利益計				292,410		41,787	

特別損失				
固定資産除却損	3		10,377	195,588
過年度運用受託報酬修正			-	6,265
特別損失計			10,377	201,854
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()			249,185	61,930
法人税、住民税及び事業税			5,555	2,056
過年度法人税等			48,579	-
法人税等調整額			42,967	132,278
当期純利益又は当期純損失()			152,082	68,291

(3)【株主資本等変動計算書】

第25期(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

(単位:千円)

	株 主 資 本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計		
		資本 準備金	資本 準備金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金					利益 剰余金 合計	
				任意 積立金	繰越利益 剰余金						
平成21年3月31日残高	2,150,000	823,989	823,989	265,112	230,000	2,382,661	2,877,774	5,851,764	5,729	5,729	5,846,034
当事業年度中の変動額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新株の発行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	152,082	152,082	152,082	-	-	152,082
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	664	664	664
当期の変動額合計	-	-	-	-	-	152,082	152,082	152,082	664	664	152,746
平成22年3月31日残高	2,150,000	823,989	823,989	265,112	230,000	2,534,744	3,029,857	6,003,847	5,065	5,065	5,998,782

第26期(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

(単位:千円)

	株 主 資 本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計		
		資本 準備金	資本 準備金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金					利益 剰余金 合計	
				任意 積立金	繰越利益 剰余金						
平成22年3月31日残高	2,150,000	823,989	823,989	265,112	230,000	2,534,744	3,029,857	6,003,847	5,065	5,065	5,998,782
当事業年度中の変動額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新株の発行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	68,291	68,291	68,291	-	-	68,291
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	6,015	6,015	6,015
当期の変動額合計	-	-	-	-	-	68,291	68,291	68,291	6,015	6,015	62,276
平成23年3月31日残高	2,150,000	823,989	823,989	265,112	230,000	2,603,036	3,098,149	6,072,138	11,080	11,080	6,061,058

(重要な会計方針)

期別 科目	第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第26期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券 其他有価証券(時価のあるもの) 期末の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)	(1)有価証券 其他有価証券(時価のあるもの) 同 左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 建物は定額法、建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。 (2)無形固定資産 定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。	(2)その他の関係会社有価証券 移動平均法による原価法 (1)有形固定資産 建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。 (2)無形固定資産 1.ソフトウェア(自社利用分)については、定額法により、社内における利用可能期間(5年)で償却しております。 2.のれんについては、定額法により、効果が及ぶと見積もられる期間(20年)で償却しております。
3. 繰延資産の処理方法	(3)長期前払費用 定額法により償却しております。 株式交付費 定額法により3年間で償却しております。	(3)長期前払費用 同 左 株式交付費 同 左
4. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、役員賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当社は従業員数300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用しております。 (追加情報) 当社は、平成21年11月30日に、エイアイユー企業年金基金を脱退しました。これに伴い、過剰となった退職給付引当金を取り崩しており、特別利益として計上しております。 (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末役員退職慰労金要支給額を計上しております。 (追加情報) 投資信託が立替金を全額回収し当社の債務保証債務が解消されたため、当事業年度に引当金を取り崩し、特別利益に債務保証損失引当金戻入益を計上しております。	(1)賞与引当金 同 左 (2)役員賞与引当金 同 左 (3)退職給付引当金 同 左 - (4)役員退職慰労引当金 同 左
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっております。	同 左

(会計方針の変更)

第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第26期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日

-	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用 当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）、及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準摘要指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。これに伴い、当事業年度の営業利益、経常利益が4百万円減少、税引前当期純損失が4百万円増加しております。</p>
---	---

(追加情報)

第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第26期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
<p>(株主変更に関する事項) 平成22年3月26日、エイアイジーは当社を含むその資産運用部門の一部を、アジアに拠点をもつプライベート・インベストメント・ファームであるパシフィック・センチュリー・グループが所有するブリッジ・パートナーズL.P.に売却する取引を完了しました。これにより当社の100%親会社であったエイアイジー・グローバル・インベストメント・コープは全株式をブリッジ・インベストメント・ホールディングスB.V.に譲渡し、同社が当社の親会社となりました。</p>	<p>(海外子会社株式取得に係る事項) 当社は平成23年6月21日現在アメリカン・インターナショナル・グループ・インクの傘下にあるAIG Capital India Private Limitedの株式取得を予定しております。当該取得は関係当局から承認を取得することが条件になります。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第25期 平成22年3月31日現在	第26期 平成23年3月31日現在										
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">7,824 千円</td> </tr> <tr> <td>建物附属設備</td> <td style="text-align: right;">53,680 千円</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td style="text-align: right;">84,809 千円</td> </tr> </table>	建物	7,824 千円	建物附属設備	53,680 千円	工具器具備品	84,809 千円	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>建物附属設備</td> <td style="text-align: right;">12,609 千円</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td style="text-align: right;">68,711 千円</td> </tr> </table>	建物附属設備	12,609 千円	工具器具備品	68,711 千円
建物	7,824 千円										
建物附属設備	53,680 千円										
工具器具備品	84,809 千円										
建物附属設備	12,609 千円										
工具器具備品	68,711 千円										
<p>2 無形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">60,109 千円</td> </tr> <tr> <td>のれん</td> <td style="text-align: right;">62,587 千円</td> </tr> </table>	ソフトウェア	60,109 千円	のれん	62,587 千円	<p>2 無形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">122,289 千円</td> </tr> <tr> <td>のれん</td> <td style="text-align: right;">56,478 千円</td> </tr> </table>	ソフトウェア	122,289 千円	のれん	56,478 千円		
ソフトウェア	60,109 千円										
のれん	62,587 千円										
ソフトウェア	122,289 千円										
のれん	56,478 千円										
<p>3 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>前払費用</td> <td style="text-align: right;">211,003 千円</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td style="text-align: right;">529,843 千円</td> </tr> </table>	前払費用	211,003 千円	未払費用	529,843 千円	<p>3 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>短期貸付金</td> <td style="text-align: right;">249,376 千円</td> </tr> <tr> <td>未収運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">89,807 千円</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td style="text-align: right;">374,512 千円</td> </tr> </table>	短期貸付金	249,376 千円	未収運用受託報酬	89,807 千円	未払費用	374,512 千円
前払費用	211,003 千円										
未払費用	529,843 千円										
短期貸付金	249,376 千円										
未収運用受託報酬	89,807 千円										
未払費用	374,512 千円										
<p>4 信託資産</p> <p>現金・預金のうち、20,161千円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。</p>	<p>4 信託資産</p> <p>現金・預金のうち、20,170千円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。</p>										

（損益計算書関係）

第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第26期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
<p>1 役員報酬の範囲額</p> <p>取締役 年額 250,000千円以内</p> <p>監査役 年額 20,000千円以内</p> <p>2 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>委託調査費 1,792,214 千円</p> <p>業務委託費 843,948 千円</p> <p>3 固定資産除却損は、建物附属設備9,517千円、工具器具備品859千円であります。</p>	<p>1 役員報酬の範囲額</p> <p>同左</p> <p>2 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>委託調査費 799,201 千円</p> <p>業務委託費 569,122 千円</p> <p>3 固定資産除却損は、建物52,990千円、建物附属設備67,732千円、工具器具備品15,254千円、ソフトウェア59,610千円であります。</p>

（株主資本等変動計算書関係）

第25期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	41,000 株	-	-	41,000 株
合計	41,000 株	-	-	41,000 株

配当に関する事項

配当支払額

該当事項はありません。

第26期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	41,000 株	-	-	41,000 株
合計	41,000 株	-	-	41,000 株

配当に関する事項

配当支払額

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第26期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
(1) 未経過リース料期末残高相当額	(1) 未経過リース料期末残高相当額
1年内 256,490 千円	1年内 210,367 千円
1年超 - 千円	1年超 683,692 千円
合計 256,490 千円	合計 894,059 千円

(金融商品に関する注記)

第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第26期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日																																													
(追加情報) 当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)、及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。	-																																													
1. 金融商品の状況に関する事項 当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。 未収運用受託報酬については、顧客の信用リスクが存在し、リスク管理規定に沿ってリスク低減を図っております。未収運用受託報酬は、回収期日が一年内の営業債権であります。	1. 金融商品の状況に関する事項 当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。 未収運用受託報酬については、顧客の信用リスクが存在し、リスク管理規定に沿ってリスク低減を図っております。未収運用受託報酬は、回収期日が一年内の営業債権であります。																																													
2. 金融商品の時価等に関する事項 当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。 (単位：千円)	2. 金融商品の時価等に関する事項 当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。 (単位：千円)																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額(*)</th> <th>時価(*)</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 現金・預金</td> <td>4,677,651</td> <td>4,677,651</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2) 未収運用受託報酬</td> <td>1,014,001</td> <td>1,014,001</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>3) 未払費用</td> <td>(1,055,894)</td> <td>(1,055,894)</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額	1) 現金・預金	4,677,651	4,677,651	-	2) 未収運用受託報酬	1,014,001	1,014,001	-	3) 未払費用	(1,055,894)	(1,055,894)	-	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額(*)</th> <th>時価(*)</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 現金・預金</td> <td>4,622,729</td> <td>4,622,729</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2) 未収入金</td> <td>512,419</td> <td>512,419</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>3) 未収運用受託報酬</td> <td>375,408</td> <td>375,408</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>4) 未払費用</td> <td>(836,407)</td> <td>(836,407)</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額	1) 現金・預金	4,622,729	4,622,729	-	2) 未収入金	512,419	512,419	-	3) 未収運用受託報酬	375,408	375,408	-	4) 未払費用	(836,407)	(836,407)	-									
	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額																																											
1) 現金・預金	4,677,651	4,677,651	-																																											
2) 未収運用受託報酬	1,014,001	1,014,001	-																																											
3) 未払費用	(1,055,894)	(1,055,894)	-																																											
	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額																																											
1) 現金・預金	4,622,729	4,622,729	-																																											
2) 未収入金	512,419	512,419	-																																											
3) 未収運用受託報酬	375,408	375,408	-																																											
4) 未払費用	(836,407)	(836,407)	-																																											
(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。	(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。																																													
(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項 これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。	(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項 これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。																																													
2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：千円)	2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：千円)																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超 5年以内</th> <th>5年超 10年以内</th> <th>10年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 現金・預金</td> <td>4,677,651</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2) 未収運用受託報酬</td> <td>1,014,001</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,691,652</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	1) 現金・預金	4,677,651	-	-	-	2) 未収運用受託報酬	1,014,001	-	-	-	合計	5,691,652	-	-	-	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超 5年以内</th> <th>5年超 10年以内</th> <th>10年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 現金・預金</td> <td>4,622,729</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2) 未収入金</td> <td>512,419</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>3) 未収運用受託報酬</td> <td>375,408</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,510,556</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	1) 現金・預金	4,622,729	-	-	-	2) 未収入金	512,419	-	-	-	3) 未収運用受託報酬	375,408	-	-	-	合計	5,510,556	-	-	-
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超																																										
1) 現金・預金	4,677,651	-	-	-																																										
2) 未収運用受託報酬	1,014,001	-	-	-																																										
合計	5,691,652	-	-	-																																										
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超																																										
1) 現金・預金	4,622,729	-	-	-																																										
2) 未収入金	512,419	-	-	-																																										
3) 未収運用受託報酬	375,408	-	-	-																																										
合計	5,510,556	-	-	-																																										

(有価証券関係)

第25期 平成22年3月31日現在	第26期 平成23年3月31日現在
1. その他有価証券で時価のあるもの	1. その他の関係会社有価証券

(単位：千円)				(単位：千円)			
区分	取得原価	貸借対照表日における貸借対照表計上額	差額	区分	貸借対照表計上額		
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの				その他の関係会社有価証券	70,239		
投資信託受益証券	100,000	91,460	8,540	上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。			
2. 当事業年度に売却したその他有価証券 該当ありません				2. その他有価証券で時価のあるもの			
				(単位：千円)			
				区分	取得原価	貸借対照表日における貸借対照表計上額	差額
				貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
				投資信託受益証券	102,000	90,850	11,150
				3. 当事業年度に売却したその他有価証券			
				売却額： 998 千円			
				売却益の合計額： - 千円			
				売却損の合計額： 1 千円			

(デリバティブ関係)

第25期 平成22年3月31日現在	第26期 平成23年3月31日現在
該当事項ありません。	該当事項ありません。

(セグメント情報等)

第25期 平成22年3月31日現在	第26期 平成23年3月31日現在																	
-	<p>(追加情報)</p> <p>当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。</p> <p>1.セグメント情報 当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。</p> <p>2.関連情報 (1)製品及びサービス毎の情報 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="774 638 1372 739"> <thead> <tr> <th></th> <th>委託者報酬</th> <th>運用受託報酬</th> <th>その他営業収益</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部顧客への売上高</td> <td>8,220,999</td> <td>2,533,570</td> <td>173,162</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)地域毎の情報 営業収益 国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。 有形固定資産 全有形固定資産が国内に所在しているため、記載を省略しております。</p> <p>(3)主要な顧客毎の情報</p> <table border="1" data-bbox="774 1052 1372 1243"> <thead> <tr> <th>顧客の名称又は氏名</th> <th>売上高(千円)</th> <th>関連するセグメント名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年金バランス50ファンド(適格機関投資家向け)</td> <td>1,110,164</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>パインブリッジ新成長国債券プラス</td> <td>2,407,499</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社が運用する投資信託のうち、委託者報酬の金額が営業収益の10%以上のものを記載しております。</p>		委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	外部顧客への売上高	8,220,999	2,533,570	173,162	顧客の名称又は氏名	売上高(千円)	関連するセグメント名	年金バランス50ファンド(適格機関投資家向け)	1,110,164	-	パインブリッジ新成長国債券プラス	2,407,499	-
	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益															
外部顧客への売上高	8,220,999	2,533,570	173,162															
顧客の名称又は氏名	売上高(千円)	関連するセグメント名																
年金バランス50ファンド(適格機関投資家向け)	1,110,164	-																
パインブリッジ新成長国債券プラス	2,407,499	-																

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。尚、平成21年11月30日に、エイアイユー企業年金基金を脱退したため、前事業年度末及び当事業年度末にはこれに係る退職給付債務、及び年金資産残高はありません。

2. 退職給付債務及びその内訳

	第25期 平成22年3月31日現在	第26期 平成23年3月31日現在
	千円	千円
(1) 退職給付債務	320,840	228,211
(2) 年金資産	0	-
(3) 未積立退職給付債務 (1) + (2)	320,840	228,211
(4) 会計基準変更時差異の未処理額	-	-
(5) 未認識数理計算上の差異	-	-
(6) 未認識過去勤務債務（債務の減額）	-	-
(7) 貸借対照表計上額純額 (3) + (4) + (5) + (6)	320,840	228,211
(8) 前払年金費用	-	-
(9) 退職給付引当金 (7) - (8)	320,840	228,211

3. 退職給付費用の内訳

	第25期 平成22年3月31日現在	第26期 平成23年3月31日現在
	千円	千円
退職給付費用	137,133	115,820
(1) 勤務費用	136,948	115,820
(2) 利息費用	1,288	-
(3) 運用収益（減算）	1,103	-
(4) 会計処理基準変更時差異の費用処理額	-	-

(税効果会計関係)

第25期 平成22年3月31日現在	第26期 平成23年3月31日現在																																																																																												
<p>1. 繰延税金資産発生の主な原因別内訳 (単位：千円)</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未払金否認</td><td style="text-align: right;">5,820</td></tr> <tr><td>未払費用否認</td><td style="text-align: right;">2,232</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">3,393</td></tr> <tr><td>未払社会保険料否認</td><td style="text-align: right;">11,324</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">134,250</td></tr> <tr><td>業務委託費損金算入否認額</td><td style="text-align: right;">102,962</td></tr> <tr><td>一括償却資産</td><td style="text-align: right;">2,349</td></tr> <tr><td>のれん償却認容</td><td style="text-align: right;">80,849</td></tr> <tr><td>繰延資産</td><td style="text-align: right;">191</td></tr> <tr><td>退職給付引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">130,583</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">4,766</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">3,474</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">320,499</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">254,495</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">66,004</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率 (調整)</td><td style="text-align: right;">40.69%</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">5.90%</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">0.48%</td></tr> <tr><td>評価性引当金の増減額</td><td style="text-align: right;">18.08%</td></tr> <tr><td>過年度法人税等</td><td style="text-align: right;">10.22%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.24%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">38.97%</td></tr> </table>	未払金否認	5,820	未払費用否認	2,232	未払事業税	3,393	未払社会保険料否認	11,324	賞与引当金繰入超過額	134,250	業務委託費損金算入否認額	102,962	一括償却資産	2,349	のれん償却認容	80,849	繰延資産	191	退職給付引当金繰入超過額	130,583	役員退職慰労引当金繰入超過額	4,766	その他有価証券評価差額金	3,474	繰延税金資産小計	320,499	評価性引当額	254,495	繰延税金資産合計	66,004	法定実効税率 (調整)	40.69%	交際費等永久に損金に算入されない項目	5.90%	住民税均等割	0.48%	評価性引当金の増減額	18.08%	過年度法人税等	10.22%	その他	0.24%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.97%	<p>1. 繰延税金資産発生の主な原因別内訳 (単位：千円)</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未払金否認</td><td style="text-align: right;">14,573</td></tr> <tr><td>未払費用否認</td><td style="text-align: right;">6,207</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">5,980</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">41,759</td></tr> <tr><td>資産調整勘定</td><td style="text-align: right;">106,323</td></tr> <tr><td>繰延資産</td><td style="text-align: right;">20,163</td></tr> <tr><td>退職給付引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">92,881</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">5,607</td></tr> <tr><td>資産除去債務</td><td style="text-align: right;">1,719</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">4,537</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">167,170</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">4,650</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">471,575</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">10,891</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">460,684</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率 (調整)</td><td style="text-align: right;">40.69%</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">184.58%</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">3.70%</td></tr> <tr><td>評価性引当金の増減額</td><td style="text-align: right;">468.75%</td></tr> <tr><td>のれんの償却</td><td style="text-align: right;">127.53%</td></tr> <tr><td>支払事業税</td><td style="text-align: right;">10.45%</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">5.61%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.58%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">210.27%</td></tr> </table>	未払金否認	14,573	未払費用否認	6,207	未払事業税	5,980	賞与引当金繰入超過額	41,759	資産調整勘定	106,323	繰延資産	20,163	退職給付引当金繰入超過額	92,881	役員退職慰労引当金繰入超過額	5,607	資産除去債務	1,719	その他有価証券評価差額金	4,537	繰越欠損金	167,170	その他	4,650	繰延税金資産小計	471,575	評価性引当額	10,891	繰延税金資産合計	460,684	法定実効税率 (調整)	40.69%	交際費等永久に損金に算入されない項目	184.58%	住民税均等割	3.70%	評価性引当金の増減額	468.75%	のれんの償却	127.53%	支払事業税	10.45%	その他有価証券評価差額金	5.61%	その他	0.58%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	210.27%
未払金否認	5,820																																																																																												
未払費用否認	2,232																																																																																												
未払事業税	3,393																																																																																												
未払社会保険料否認	11,324																																																																																												
賞与引当金繰入超過額	134,250																																																																																												
業務委託費損金算入否認額	102,962																																																																																												
一括償却資産	2,349																																																																																												
のれん償却認容	80,849																																																																																												
繰延資産	191																																																																																												
退職給付引当金繰入超過額	130,583																																																																																												
役員退職慰労引当金繰入超過額	4,766																																																																																												
その他有価証券評価差額金	3,474																																																																																												
繰延税金資産小計	320,499																																																																																												
評価性引当額	254,495																																																																																												
繰延税金資産合計	66,004																																																																																												
法定実効税率 (調整)	40.69%																																																																																												
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.90%																																																																																												
住民税均等割	0.48%																																																																																												
評価性引当金の増減額	18.08%																																																																																												
過年度法人税等	10.22%																																																																																												
その他	0.24%																																																																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.97%																																																																																												
未払金否認	14,573																																																																																												
未払費用否認	6,207																																																																																												
未払事業税	5,980																																																																																												
賞与引当金繰入超過額	41,759																																																																																												
資産調整勘定	106,323																																																																																												
繰延資産	20,163																																																																																												
退職給付引当金繰入超過額	92,881																																																																																												
役員退職慰労引当金繰入超過額	5,607																																																																																												
資産除去債務	1,719																																																																																												
その他有価証券評価差額金	4,537																																																																																												
繰越欠損金	167,170																																																																																												
その他	4,650																																																																																												
繰延税金資産小計	471,575																																																																																												
評価性引当額	10,891																																																																																												
繰延税金資産合計	460,684																																																																																												
法定実効税率 (調整)	40.69%																																																																																												
交際費等永久に損金に算入されない項目	184.58%																																																																																												
住民税均等割	3.70%																																																																																												
評価性引当金の増減額	468.75%																																																																																												
のれんの償却	127.53%																																																																																												
支払事業税	10.45%																																																																																												
その他有価証券評価差額金	5.61%																																																																																												
その他	0.58%																																																																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	210.27%																																																																																												

関連当事者との取引に関する注記

第25期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有割合)	関係内容		取引の内容	取引金額 (注5)	科目	期末残高 (注5)
						役員の兼任等	事業上の関係				
間接親会社	エイアイジー・グローバル・アセット・マネジメント・ホールディングス・コープ (注1)(注2)	アメリカ、デラウェア州	千USドル 1	持株会社	被所有 間接100%	-	経営管理	役務提供に対する対価支払	千円 843,948	-	-

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有割合)	関係内容		取引の内容	取引金額 (注5)	科目	期末残高 (注5)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー 日本支店 (注2)	(本社)アメリカ、デラウェア州 (支店)東京都墨田区	千USドル 3,000	生命保険業	-	-	一任及び助言契約	一任及び助言業務報酬の受取 *2	千円 1,455,942	未収運用受託報酬	千円 367,336
							販売会社契約	代行手数料の支払 *3	千円 1,882,413	未払費用	千円 33,406
親会社の子会社	エイアイジー・スター生命保険株式会社 (注2)	(本社)東京都墨田区	千円 45,000,000	生命保険業	-	-	一任及び助言契約	一任及び助言業務報酬の受取 *2	千円 355,819	未収運用受託報酬	千円 84,310
親会社の子会社	AIGエジソン生命保険株式会社 (注2)	(本社)東京都墨田区	千円 121,414,000	生命保険業	-	-	一任及び助言契約	一任及び助言業務報酬の受取 *2	千円 442,696	未収運用受託報酬	千円 112,153
間接親会社の兄弟会社	パインブリッジ・グローバル・インベストメンツ LLC (注1)	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 101,439	持株会社	-	-	経営管理	金銭の貸付 *4	千USドル 3,000	短期貸付金	千円 280,373
								役務提供に対する対価支払	千円 13,912	前払費用	千円 211,003
間接親会社の兄弟会社	パインブリッジ・インベストメンツ LLC (注1)(注3)	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 2	投資会社	-	-	投資に関する情報提供・コンサルティング	委託調査費の支払 *1	千円 1,792,214	未払費用	千円 168,085
			千スターリングポンド						千円		千円

間接親会社 の兄弟会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド (注1)(注4)	イギリス、ロンドン	200	投資運用会社	-	-	一任及び助言契約	委託調査費の支払 *1	879,449	未払費用	361,758
----------------	--	-----------	-----	--------	---	---	----------	----------------	---------	------	---------

- (注1) 平成22年3月26日付けで、エイアイジーは当社を含むその資産運用部門の一部をブリッジ・パートナーズL.P.に譲渡しました。これにより、間接親会社であるエイアイジー・グローバル・アセット・マネジメント・ホールディングス・コープが当社の関連当事者でなくなり、パインブリッジ・グローバル・インベストメンツLLC、パインブリッジ・インベストメンツLLC、パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッドが新たに関連当事者となりました。
- (注2) 平成22年3月26日付けで、エイアイジーは当社を含むその資産運用部門の一部をブリッジ・パートナーズL.P.に譲渡しました。これにより、これらの会社は当社の関連当事者に該当しなくなったため、取引金額については関連当事者であった期間の金額を、期末残高には関連当事者に該当しなくなった時点での残高を記載しております。
- (注3) 平成22年3月26日付けで、当時の当社の100%親会社であったエイアイジー・グローバル・インベストメント・コープはブリッジ・インベストメント・ホールディングスB.V.に全株式を譲渡したため、エイアイジー・グローバル・インベストメント・コープは当社の関連当事者ではなくなりました。パインブリッジ・インベストメンツLLCはエイアイジー・グローバル・インベストメント・コープからスプリットした会社であり、エイアイジー・グローバル・インベストメント・コープと行っていた取引のほぼ全てを引き継いだため、年間取引額を同社へ表示しております。
- (注4) 平成21年12月1日付けで、エイアイジー・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッドからパインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッドに社名変更しております。
- (注5) 消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- *1 助言契約に基づく運用受託報酬の支払については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。
- *2 一任契約及び助言契約に基づく運用受託報酬の受取りについては、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。
- *3 約款に基づく代行手数料の支払については、各ファンドの運用資産に対して定められた料率により決定しております。
- *4 貸付金は300万米ドルを弊社の社内期末レートで表示しております。貸付期間は平成22年3月29日から平成22年9月24日、受取利息の計算期間は3ヶ月間で、利息額は利息計算期間初日の二営業日前のLIBOR6ヶ月物プラス2.5%を日割り計算で計算されます。

2. 親会社又は重要な関連当事者に関する注記

平成22年3月26日、エイアイジーは当社を含むその資産運用部門の一部を、アジアに拠点をもつプライベート・インベストメント・ファームであるパシフィック・センチュリー・グループが所有するブリッジ・パートナーズL.P.に売却する取引を完了しました。これにより当社の100%親会社であったエイアイジー・グローバル・インベストメント・コープは全株式をブリッジ・インベストメント・ホールディングスB.V.に譲渡し、同社が当社の親会社となりました。

親会社

ブリッジ・パートナーズL.P.（金融商品取引所に上場しておりません）

ブリッジ・インベストメント・ホールディングス・カンパニー・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

ブリッジ・インベストメント・ホールディングス（ホンコン）・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

ブリッジ・インベストメント・ホールディングス・リミテッドSarI（金融商品取引所に上場しておりません）

ブリッジ・インベストメント・ホールディングスB.V.（金融商品取引所に上場しておりません）

第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項ありません

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有割合)	関係内容		取引の内容	取引金額 *1	科目	期末残高 *1
						役員の兼任等	事業上の関係				
間接親会社 の兄弟会社	パインブリッジ・グローバル・インベストメンツLLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 101,439	持株会社	-	-	経営管理	金銭の貸付 *2	千USドル 3,000	短期貸付金	千円 249,376
								役務提供に対する対価支払	千円 569,122	未収入金	千円 37,366
			千USドル						千円		千円

間接親会社の兄弟会社	パインブリッジ・インベストメンツ LLC	アメリカ、ニューヨーク州	2	投資運用会社	-	-	一任及び助言契約	一任及び助言業務報酬の受取 *3	107,909	未収運用受託報酬	89,807
間接親会社の兄弟会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド	イギリス、ロンドン	千スターリングポンド 200	投資運用会社	-	-	一任及び助言契約	委託調査費の支払 *4	千円 799,201	未払費用	千円 374,512
親会社の兄弟会社	パインブリッジ・インベストメンツ・サービスズ・リミテッド	アイルランド、ダブリン	USドル 1	業務請負会社	-	-	役員提供	金銭の貸付 *5	千USドル 1,000	短期貸付金	千円 -
兄弟会社	パインブリッジ・ジャパン・キャピタル・インベストメント株式会社	日本、東京	千円 457,800	投資運用会社	-	-	役員提供	金銭の貸付 *6	千円 90,000	短期貸付金	千円 -

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

- *1 消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。
- *2 貸付金は3,000千USドルを弊社の社内期末レートで表示しております。貸付期間は平成22年3月29日から平成23年6月20日、受取利息の計算期間は3ヶ月間で、利息額は利息計算期間初日の二営業日前のLIBOR3ヶ月物プラス1.5%を日割り計算で計算されます。
- *3 一任契約及び助言契約に基づく運用受託報酬の受取については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。
- *4 助言契約に基づく運用受託報酬の支払については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。
- *5 貸付金1,000千USドルは期中に全額返済されております。貸付期間は平成22年12月17日から平成23年1月31日、利息額は利息計算期間初日の二営業日前のLIBOR6ヶ月物プラス2.5%を日割り計算で計算されます。
- *6 貸付金90,000千円は期中に全額返済されております。貸付期間は平成22年4月13日から平成22年10月8日、利息額は利息計算期間初日の二営業日前のLIBOR6ヶ月物プラス2.5%を日割り計算で計算されます。

2. 親会社又は重要な関連当事者に関する注記

親会社

パインブリッジ・インベストメンツ・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメント・ホールディングス・（ホンコン）・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメント・ホールディングス・リミテッドSarl（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングスB.V.（金融商品取引所に上場しておりません）

（1株当たり情報）

第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日		第26期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	
1株当り純資産額	146,311.76 円	1株当り純資産額	147,830.69 円
1株当り当期純利益	3,709.34 円	1株当り当期純利益	1,665.65 円
なお、潜在株式調整後1株当り当期純利益額については、新株予約権付社債の発行がないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当り当期純利益額については、新株予約権付社債の発行がないため記載しておりません。	

（注）1株当り当期純利益の算定の基礎は、以下のとおりであります。

第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日		第26期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	
当期純利益(千円)	152,082	当期純利益(千円)	68,291
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	普通株主に帰属しない金額(千円)	-

普通株主に係る当期純利益(千円)	152,082	普通株主に係る当期純利益(千円)	68,291
普通株式の期中平均株式数	41,000	普通株式の期中平均株式数	41,000

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）および（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 前記（3）および（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称及び資本金の額（平成23年3月末日現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社 324,279百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称及び資本金の額（平成23年3月末日現在）

a. 株式会社大垣共立銀行 36,166百万円

b. 楽天証券株式会社 7,495百万円

c. 株式会社高知銀行 19,544百万円

d. 株式会社SBI証券 47,937百万円

事業の内容

a. およびc. 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

b. およびd. 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

(3) 投資顧問会社（パインブリッジ新成長国株式マザーファンドの投資顧問会社）

名称及び資本金の額

パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー（PineBridge Investments LLC）

資本金 87,100千米ドル（平成23年3月末日現在）

事業の内容

米国の投資顧問業法に基づき、SEC（米国証券取引委員会）の登録を受けて、投資顧問業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

なお、信託事務の処理の一部について、後記の日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、販売、一部解約の実行請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

(3) 投資顧問会社（パインブリッジ新成長国株式マザーファンドの投資顧問会社）

当ファンドの投資対象であるパインブリッジ新成長国株式マザーファンドの投資顧問会社として、委託会社より外貨建て資産の運用指図に関する権限の委託を受け、運用に関する投資判断、発注等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社（パインブリッジ新成長国株式マザーファンド の投資顧問会社）

該当事項はありません。

参考情報

再信託受託会社の概要

- 名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- 資本金 : 10,000百万円（平成23年3月末日現在）
- 資本構成 : 三菱UFJ信託銀行株式会社46.5%、日本生命保険相互会社33.5%、
明治安田生命保険相互会社10.0%、農中信託銀行株式会社10.0%
- 業務の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

第3【その他】

1. 目論見書の表紙には、ロゴ・マーク、写真、キャッチコピーや図案を使用する場合があります、委託会社の概要等をあわせて記載することがあります。
2. 目論見書のうち、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める目論見書（投資信託説明書（請求目論見書））の巻末に、信託約款の全文を添付します。
3. 有価証券届出書「第二部 ファンド情報」中の「第1 ファンドの状況」の詳細内容について、図表化、グラフ化して目論見書の関連箇所に記載することがあります。また、運用状況に記載のデータ等の更新を行うことがあります。
4. 目論見書には、以下の趣旨の記載を行うことがあります。
 - (1) 投資信託は預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨
 - (2) 投資信託は金融機関における預金、あるいは保険会社における保険商品とは異なり、元金が保証されるものではない旨、および投資した資産の価値の減少を含むリスクは購入者が負うこととなる旨
 - (3) 証券会社以外で購入した投資信託は、投資者保護基金による保護の対象とはならない旨
 - (4) 当ファンドは世界主要国の高格付けの国債や新成長国の株式を主要投資対象とする旨、ならびに組入有価証券の価格下落や外国為替相場の変動の影響により基準価額が下落し、投資元本を割り込むことがある旨
 - (5) 投資信託説明書（請求目論見書）は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできる他、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付する旨。
 - (6) 当ファンドは、商品内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する旨。
 - (7) 当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨。
 - (8) 購入に際しては、交付目論見書の内容を十分に読む必要がある旨

独立監査人の監査報告書

平成23年7月6日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているパインブリッジ・ニューグローバルファンド<毎月分配タイプ>の平成22年11月18日から平成23年5月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・ニューグローバルファンド<毎月分配タイプ>の平成23年5月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2 . 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年6月21日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年12月21日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているパインブリッジ・ニューグローバルファンド<毎月分配タイプ>の平成22年5月18日から平成22年11月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・ニューグローバルファンド<毎月分配タイプ>の平成22年11月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2 . 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月16日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
（旧会社名 A I Gインベストメンツ株式会社）
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社（旧会社名 A I Gインベストメンツ株式会社）の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社（旧会社名 A I Gインベストメンツ株式会社）の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。